




# 伊方町 暮らしの便利帳

Ikata Town Guide Book 2020

 **伊方町ガイド**  
わが街情報満載

 **行政ガイド**  
伊方町民の  
インフォメーション

 **生活ガイド**  
医療機関/  
暮らしの情報



伊方町イメージキャラクター  
**サウツデー親子**

伊方町ガイド		6
防災・救急		20
届け出・証明		22
税金		25
保険・年金		27
福祉・健康		30
子育て・教育		36
生活・環境		40
空き家・ 空き地		44
相談		45
議会・選挙		46
補助・助成		47
生活ガイド		50





### じゃこカツ

じゃこすり身に玉ねぎ・ごぼう・にんじんの野菜を混ぜ、衣をつけたカツです。

### よそゆき マーマレード

良質な伊予柑を使い、いつもより甘さを控えた「よそゆき」なマーマレードです。



### 太陽と潮風 みかんジュース

甘みの凝縮した小玉の温州みかんを皮ごと搾った100%ストレートジュースです。



### うまいがぜ 伊方みかんジュース

皮ごと搾った温州みかんジュースを飲みきりサイズに仕上げました。



### うまいがぜ 伊方ゼリー

(みかん・いよかん・サンフルーツ)

3種類(みかん・いよかん・サンフルーツ)の柑橘果汁を使った飲むゼリー。



●お申込み/お問い合わせ先

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦宇白崎1-13

株式会社 **クリエイト伊方**

TEL (0894) **38-2100**

FAX (0894) **38-2105**

ホームページからの注文もできます!

<https://www.create-ikata.com>



### ◆露天風呂

風のやさしさとお湯の温かさを素晴らしいロケーションの中で解放感を感じてください。  
通常湯とあつ湯をご利用できます。



愛媛県西宇和郡伊方町二見甲1289番地  
TEL : 0894-39-1160 FAX : 0894-39-1170

<http://www.kamegaike.com/>

●営業時間/10:00~21:00

●休館日/毎月第4木曜日

(同日が祝日の場合は翌日)



## 道の駅 瀬戸農業公園

愛媛県西宇和郡伊方町塩成293番地  
TEL : 0894-57-2321 FAX : 0894-57-2322

●営業時間/9:30~17:00

●休館日/1月1日



瀬戸内海と宇和海が見渡せる四国第一号の道の駅です。  
大好評の金太郎イモをはじめ特産品やお土産品を販売しています。



## 町長挨拶

伊方町長  
高門 清彦

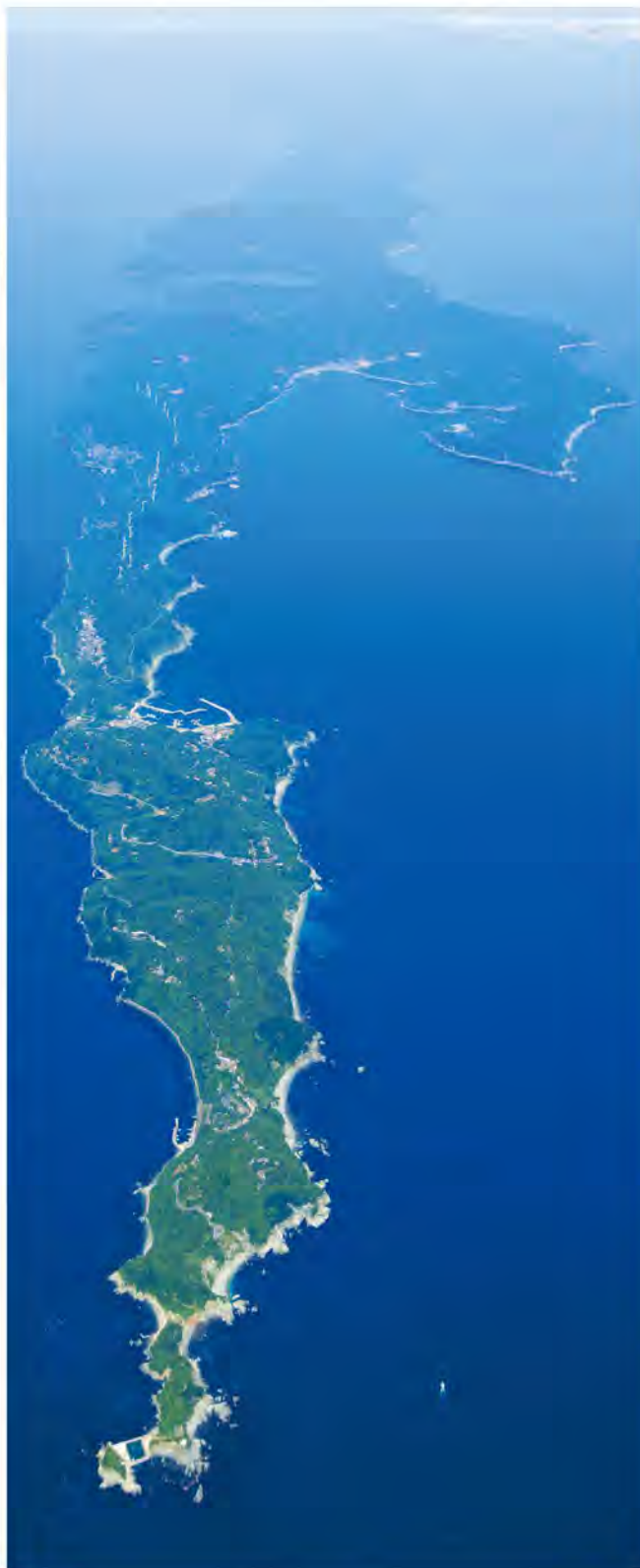


私たちが暮らす伊方町は、四国の西端から九州に向かって真っすぐに伸びた日本一細長い「佐田岬半島」のまちです。温暖な海洋性気候が育んだ美しく豊かな自然、長い歴史の中で受け継がれてきた伝統・文化が息づいています。

このたび発行いたしました「伊方町暮らしの便利帳」は、各種届出や証明に関する手続きをはじめ、子育て情報や福祉制度、ごみの分別方法など日常生活に役立つ情報を掲載しています。また、町の観光や歴史・文化・特産品等の地域情報も掲載しており、伊方町の魅力を発見、再認識していただける内容といたしました。町民の皆さまにはお手元に置いていただき、生活の中でご利用いただきたいと思います。

今後も「輝く人々・豊かな自然、よろこびの風薫るまち伊方」の実現に向け、町民の皆さまと行政が一体となって誰からも選ばれるまちづくりに取り組みます。そして、佐田岬半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化から醸し出される地域の魅力を活かし、暮らす人々と訪れる人々の誰もがしあわせを実感できるまちを目指してまいります。

2020年3月



## ご利用にあたって

- この「伊方町暮らしの便利帳」は、2020年2月1日現在でまとめています。
- 本誌に載っている内容についてのお問い合わせ先がわからないときは、**伊方町役場 ☎0894-38-0211** へどうぞ。
- 本誌に載っている広告については、株式会社サイネックス☎084-982-5557へお問い合わせください。



広告

水晶ちりめん

潮の香漂う、  
自然の恵み

お土産、ご贈答に産地直送の海の幸

**有限会社木嶋水産**  
愛媛県西宇和郡伊方町塩成2677-3  
TEL.0894-57-2202  
FAX.0894-57-2345  
<http://kijima-s.jp>

宇  
群  
利  
青  
海

## 伊方町暮らしの便利帳

Ikata Town Guide Book 2020

町長挨拶	1
INDEX	2
ライフサイクルINDEX	4
<b>伊方町ガイド</b>	6
伊方町の概要	6
伊方町MAP	8
伊方町で遊ぶ	10
伊方町の歴史	12
伊方町の祭り・イベント	14
伊方町の特産品	16
役場案内	18
行政ガイドINDEX	19
<b>防災・救急</b>	20
伊方町の避難所・休日医療・避難情報について	20
<b>届け出・証明</b>	22
届け出	22
印鑑登録	23
マイナンバー制度	23
各種証明書発行（手数料）	24
<b>税金</b>	25
税金の種類・納期について	25
税の仕組み・納税の方法	26
<b>保険・年金</b>	27
国民健康保険（国保）	27
後期高齢者医療制度	28
国民年金	29
<b>福祉・健康</b>	30
介護保険制度	30
要介護認定までの流れ	31

広告

電気・給排水・衛生設備設計施工  
日立チェーンストール・日立家電サービス技術認定店  
デジカメプリント・証明写真

# (有)中村電気商会

〒796-0801 西宇和郡伊方町三崎1893番地

工事部 TEL 0894(54)0079 FAX 0894(54)0080

家電部 TEL 0894(54)0081 FAX 0894(54)0578

介護保険サービス	32
地域包括支援センター	33
その他高齢者福祉	33
障がい者福祉	33
生活保護	34
住民健診	35
その他の保健事業	35

**子育て・教育** ..... 36

母子保健事業	36
子どもの予防接種	37
子育て支援	37
保育・教育	38

**生活・環境** ..... 40

ごみ	40
犬の登録・狂犬病予防接種	41
上水道	42
下水道	43

**空き家・空き地** ..... 44

移住・定住（伊方町空き家バンク）	44
農地について	44

**相談** ..... 45

くらしの相談事業	45
----------	----

**議会・選挙** ..... 46

町議会のしくみ	46
選挙権	46

**補助・助成** ..... 47

**生活ガイド** ..... 50

医療機関一覧	50
健康マップ	51
リフォームの基礎知識	52
愛車の健康法	54
伊方町商工会	55

広告



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

広告

シャッター・サッシ  
各種瓦・建築材料  
給排水工事・介護関連

**(有) 田中建材**

伊方町三崎647

TEL 54-0059

FAX 54-2269

創業74年 有限会社  
omichi **大通鉄工所**

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦74番地9

TEL(0894)

38-1567

FAX(0894)

38-2306



- 鋼 構 造 物 鉄 工
- ス テ ン 加 工
- ア ル ミ 加 工
- 機 械 器 具 設 置 工 事
- 給 排 水 衛 生 そ の 他 管 工 事

**光テレビも光ネットも光電話も**

おまかせ!  
お得なキャンペーン実施中♥

**一般財団法人 八西CATV**

☎ 0894-38-2211    📠 0894-38-0584

〒796-0312 愛媛県西宇和郡伊方町川永田甲1534番地1

**八西CATVに**

こんなときどうする？

# ライフサイクル INDEX

広告



**Aqua Clara**

四国電カグループ  
四電エンジニアリング株式会社  
**アクアクララ四国**

お申込み・お問合せは  
**0120-032-966**  
FAX.0120-035-966 9:00~17:00 月~金(土日祝除く)

詳しくは web サイトで  
<https://shikoku.aquaclara-web.jp>

アクアクララ四国 検索  
携帯サイト



**みかん専門店**

旬の柑橘やオリジナルアイスなど。  
みかんのこじもろあまかせ! 全国発送ります!

**株式会社ニユウズ**

営業時間: AM9:00 ~ PM5:00

みかん産直 ニユウズ

〒796-0305  
愛媛県西宇和郡伊方町河内1448-1  
**TEL:0894-38-2165**  
**FAX:0894-38-2150**

P23  
**印鑑登録**  
必要な方



P22  
家族が亡くなったら  
**死亡届**  
死亡の事実を知った日から  
7日以内に届出



P22  
赤ちゃんが生まれたら  
**出生届**  
生まれた日から14日以内に届出

「こんな時には必ずしましょう」

戸籍の届出・各種登録  
**役場へ** 届け出て  
ください

誕生 育児 教育



- 誕生**
- 出生届…P22
  - 国民健康保険…P27
  - 母子健康手帳…P36
  - 妊婦健康診査…P36



- 育児**
- 予防接種…P37
  - 子ども医療費助成制度…P37
  - 保育所…P38
  - 子育て交流広場(スマイルルーム)…P39



- 教育**
- 学童クラブ…P39
  - 奨学金・修学資金等貸与制度…P39



広告



**HORIYASU**

特定建設業 **有限会社 堀保組**

愛媛県西宇和郡伊方町九町6-20  
**TEL.0894-39-0619 FAX.0894-39-0071**

## 引っ越しに関する届出

P22

引っ越ししてきたら

### 転入届

引っ越ししてきた日から  
14日以内に届出

P22

町外へ引っ越ししていくとき

### 転出届

引っ越し日の  
約14日前から届出

P22

町内で住まいが変わったら

### 転居届

引っ越しした日から  
14日以内に届出



広告

P22

結婚したら

### 婚姻届

届け出した日から効力

### 緊急時

#### 緊急時

●防災…P20



成人

結婚

生活

老後



#### 成人

- 国民健康保険…P27
- 国民年金…P29

#### 結婚

- 婚姻届…P22
- 戸籍…P22
- 住民登録…P22

#### 生活

- 施設…P18
- 税金…P25
- 国民健康保険…P27
- 国民年金…P29
- 各種健診…P35
- ごみ…P40
- 上水道…P42
- 下水道…P43

#### 老後

- 後期高齢者  
医療制度…P28
- 国民年金…P29
- 介護保険…P30
- 地域包括支援  
センター…P33



情熱は制御できない

四国電力グループ

## 四国計測工業

愛媛県西宇和郡伊方町九町  
四国電力(株)伊方発電所内

電話:0894-39-0477(代)

<https://www.yonkei.co.jp/>



広告

ナカタ電器



近くて便利!!  
あなたの街のでんき屋さん

おかげさまで創業65周年

# (有)ナカタ電器

- ◇家電販売・修理
- ◇電気配線・設備工事
- ◇キッチン・浴室・トイレのリフォーム
- ◇パソコン販売・サポート
- ◇オール電化工事
- ◇給排水設備工事
- ◇補聴器販売
- ◇インターネット工事

どこに頼んだらいいか  
わからない…  
そんな時は、  
まずは  
当店にお気軽に  
お電話ください!!!



#### 伊方店

西宇和郡伊方町湊浦1078-2  
TEL(0894)38-0919

#### 保内店

八幡浜市保内町宮内1-334-1  
TEL(0894)36-3002

#### 新町店

八幡浜市新町293-1  
TEL(0894)22-4147

伊方町  
暮らしの便利帳

Ikata Town  
Guide Book 2020

広告



伊方町ガイド



塗装・防水工事

浜田塗装

伊方町大久1635-5

Tel・Fax (0894) 53-0009



有限会社 加藤商店

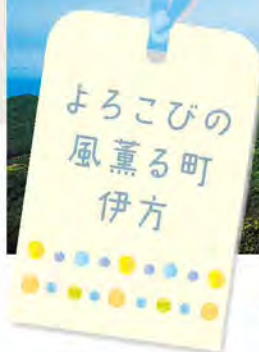
伊方町与修720-3

電話 0894-54-0761

有限会社 加藤商店・岬SS

伊方町与修68

電話 0894-54-0595



伊方町の概要

四国の最西端、佐田岬半島に位置する伊方町。南の宇和海側はなだらかな白砂の連なる海岸、北の瀬戸内海側はリアス式海岸を形成しており、美しい自然の中に人々の暮らしが息づいています。年間平均気温16℃の温暖な海洋性気候に恵まれた郷土。



伊方町イメージキャラクター

profile

種類…渡り鳥の妖精。男(ダンディー)。年齢不詳。

特技…風にのり種を落とす。

女性や子どもたちのエスコート。

気分が上がると帽子の灯台が光る。

趣味…ドライブ、温泉、佐田岬のしあわせ探し。

仕事…風車の虫眼鏡で、佐田岬の

“いいところ探し”をする。

性格…紳士的で落ち着いたジェントルマン。

服装やポーズへのこだわりがキザで、鼻につく一面も。

尻尾を触られるのが苦手。(尻尾ガードマンがいる)



サゴソディー

広告

電気工事業 / 管工事業 / 水道施設工事業 / 土木工事業 / 電気通信工事業

家庭の電気工事・給排水工事・空調設備から

風力発電設備・トンネル・公共施設等の工事まで

全て私たちに  
お任せください。



誠意と技術で社会に貢献

伊方電気工事株式会社

愛媛県西宇和郡伊方町小中浦甲24番地

TEL (0894) 38-0636 (代) FAX (0894) 38-0824

風力発電設備



## 町の木「ウバメガシ」



町内全域に自生し、じっくりと力強く大地を抱きかかえて育ち、最も堅い材となります。伸びゆく伊方町にふさわしい木です。

## 町の花「つわぶき」



町内全域に自生し、黄色の花は素朴で人情味あふれる住みよい伊方町を象徴するにふさわしい花です。

実は子持ち。  
恥ずかしがりやな  
チビダンディーも  
よろしくね!



広告

土木工事資材一式  
建築工事資材一式  
管工事資材一式  
機械工具一式

## 伊方資材 有限会社

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦417-1

TEL (0894)38-1566

FAX (0894)38-1569

## 町の魚「あじ」



伊予灘と宇和海一帯で捕れる魚で、身近でなじみが深く、活きが良いことから元気いっぱいの伊方町にふさわしい魚です。

## 伊方町の町章



ちなみに  
高齢者は約4,300人、  
出生は年間約30人  
だよ。



## 株式会社 八周

測量・設計・土木施工管理

〒796-0010 八幡浜市松柏丙128-7  
TEL.0894-24-5300 FAX.0894-24-5805  
E-mail:hassyu-y@shikoku.ne.jp

人口(合計) 9,090人  
人口(男) 4,364人  
人口(女) 4,726人  
世帯数 4,540世帯

(2020年1月31日現在)

広告

認証取得  
ISO 9001 ISO 14001

特定建設業

# 藤川建設有限会社

愛媛県西宇和郡伊方町川之浜1767番地

事務所 TEL(0894)53-0831 FAX(0894)53-0832

広告

ベストなサービスをあなたへ



**S 四電ビジネス株式会社**

ビル・不動産事業    環境事業    ビジネス営業

本店：高松市丸の内2番5号 TEL(087) 851-1151(代)  
http://www.yon-b.co.jp/  
伊方事業所：西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番3  
TEL(0894) 39-0435(代)



佐田岬灯台



川之浜海水浴場



広告

生コン製造販売  
**九四生コン株式会社**

伊方町名取3065

TEL  
**0894-54-0660**

FAX  
**0894-54-0669**

あなたの暮らしの応援団！

有限会社  
**増田建材**

愛媛県西宇和郡伊方町二名津215  
TEL (0894) 54-0619  
FAX (0894) 54-2133

営業  
種目

【工事部門】

- 給排水衛生設備工事
- トイレ・バス・キッチン等、水まわりの改造
- 浄化槽工事
- 手すり・フェンス等の取付
- アルミサッシ・シャッター工事
- 福祉住環境に関する住宅改修  
(福祉住環境コーディネーター2級)

【販売部門】

- 建築資材・住宅設備機器
- 福祉用具・介護用品レンタル・販売
- 一般家庭用品・日用雑貨
- 文具・事務機器
- 園芸用品・大工用品

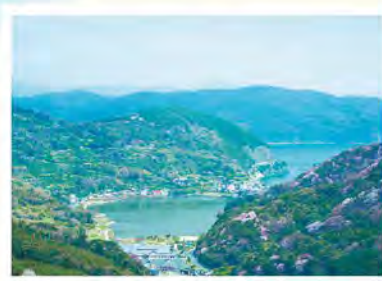
『メロディー道路』とは、車のタイヤの振動でメロディーを奏でる不思議な道路です。



宇和海



堀切大橋



亀ヶ池

広告

広告

給排水衛生設備工事

**福田水道工事店**

代表者 福田 修司

愛媛県西宇和郡伊方町川永田甲17

☎ (0894) 38-0928  
FAX (0894) 38-2402



総合建設コンサルタント

豊かな社会づくりに技術で貢献し、新しい価値の創造と夢を実現します。

四国電力グループ

**YON-C**

総合四国技術コンサルタント

代表取締役社長 末澤 等

本社 / 〒761-0121  
香川県高松市牟礼町牟礼1007-3  
TEL (087) 845-8881 (代)  
FAX (087) 887-2205

高松支店 / TEL (087) 887-2240  
徳島支店 / TEL (088) 683-3833  
高知支店 / TEL (088) 826-5055  
松山支店 / TEL (089) 990-3181

特定建設業

**光 末光建設有限公司**

愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1158

TEL.0894-52-0162 FAX.0894-52-0171

市外局番 ☎ 0894

伊方町 暮らしの便利帳

伊方町で

# 遊ぶ

広告

住まいのことなら何でもご相談下さい

一級建築士事務所(設計・施工)

## 井上建設(有)

伊方町九町1-535-36

☎(0894)39-0147

福祉用具 レンタル 販売 住宅改修



ケアサポート

## がいな

八幡浜市保内町須川2503-8

☎(0894)21-6852

増改築・電化住宅・  
給排水衛生設備全般



ASANO 有限会社 アサノ設備

(保内店) 八幡浜市保内町須川24-1

☎(0894)37-2655

(大洲店) 大洲市北只592-1

☎(0893)24-0783

## 亀ヶ池温泉

大ガニが棲むという伝説が残る県内最大の潟湖。この湖の周辺には、泉質がナトリウム-塩化物温泉の亀ヶ池温泉があり、多くの方が利用しています。ゆったり気分の温泉を楽しみ、館内のレストランでは新鮮な海の幸を味わうことができます。平成27年4月には、簡易宿泊施設もオープンしました。



## 佐田岬灯台 国登録有形文化財



### 椿山展望台

椿山はその名の通りヤブツバキの覆われた山で、冬～早春にはたくさんの花が山の斜面を彩ります。ウッドデッキで作られた展望台には、愛のモニュメント「ラブリング」が設置されており、カップルにもお勧めのスポットです。

### 御籠島エリア

御籠島展望所のモニュメントはその向こうに佐田岬灯台が見える絶好の撮影スポットです。豊予要塞跡には、砲台や監視所などが残っています。

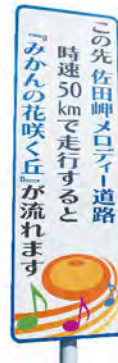
## 瀬戸アグリトピア

伊方町の自然環境や農村資源を活かし都市と農村の交流、体験農園、研修を行う施設で、団体・グループ・家族などで利用できます。



## メロディー道路

メロディーライン(国道197号)の3か所で懐かしいメロディーが聞こえて、思わず口ずさんでしまいます。



広告

建築プランから分譲宅地のご提案まで、住まいのトータルサポートをいたします。

### 新築住宅

信頼と実績の  
イシンホームの家を  
お客様のニーズに  
合わせてご提案。

### リフォーム

キッチンや浴室など  
部分的なリフォームから  
中古住宅の改築まで  
お任せください。

### 分譲宅地

「夢色岡地」のほか  
お客様が探している  
エリアの物件も  
ご紹介いたします。

プラン作成やお見積りなど、まずはお気軽にご相談ください。



堀田建設株式会社

HOITA 宅地建物取引業免許 県知事(9)第2839号 1級建築士事務所 県知事第463号

住宅事業部 TEL(0894)24-6331

[本社] 八幡浜市郷1番耕地12番地1  
TEL(0894)24-3850(代)

美しく、より良い住宅の探求を喜びとする仲間

イシンホーム住宅研究会

## 風車

佐田岬半島では、風車を間近で見られる施設が各所に設けられています。展望台からは穏やかな宇和海、伊予灘の青い海、佐田岬半島の美しい大自然の景観が眺望できます。



二見くるりん風の丘パーク



せと風の丘パーク



みさき風の丘パーク

## ムーンビーチ海水浴場

平成元年度から8年度までの8年間でかけて整備した延長307mの人工砂浜で、湾曲した突堤と潮の満ち引きによる砂浜の形が、月の満ち欠けを思わせます。夏場にはキャンプ場も開設されます。



## レッドウィングパーク

佐田岬半島特有の急傾斜地を利用した公園で、子どもから大人まで憩いの場として楽しみ、急傾斜地を利用したスリル満点の冒険の丘広場と、国際交流の姉妹都市提携を記念して整備したレッドウィング広場があります。



## 室鼻公園

公園内には、児童用、幼児用の海水プール、キャンプができるイベント広場、屋外共同炊事場、研修施設(シーサイドハウス)があります。プールは7~8月の2か月間の利用ですが、その他は年中利用できます。



## 須賀公園

三机湾の西側入口からのびた砂嘴(さし)の先端にできた砂州が須賀公園。樹齢250~500年のウパメガシが茂り、キャンプ・海水浴・釣りに人気のスポットです。



広告

広告

佐田岬の新鮮な海の幸が満喫できます。



昭和3年創業 佐田岬の宿

## えびすや旅館

愛媛県西宇和郡伊方町三崎1514-1

TEL.FAX 0894-54-0013

<https://hpdsp.jp/ebisuya/>

## 南予興業(株)

八幡浜市保内町喜木1-115-1

TEL 0894-36-0211

Nanyo-ind.inc

NANYO

- 建設用骨材販売
- クレーン作業
- 産業廃棄物運搬
- 運送業(一般)
- 重機作業
- 再生砕石販売



特定建設業

## 有限会社 竹場建設

愛媛県西宇和郡伊方町二見甲2265-1

TEL (0894)39-0670 FAX (0894)39-0669

## 歴史

あこう樹 **国指定天然記念物**

三崎港の近くに巨大な「あこう樹」があります。見事な根をおろし、タコの足が巻き付いたようにも見えるので「タコの木」とも呼ばれています。クワ科で亜熱帯性の常緑高木で、生育の北限になるため、国の天然記念物に指定されています。

ナギ **県指定天然記念物**

中浦の法通寺境内のナギ(マキ科)は推定樹齢700年を数える全国有数の巨木で県の天然記念物に指定されています。

旧三崎精錬所焼窯 **国登録有形文化財**

明治33年(1900年)に設置された精錬所。現在は多数の焼窯跡が残るほか、銅の精錬過程で出た“からみ”が海岸に散在しています。



広告



## JF 八幡浜漁業協同組合

〒796-0083

八幡浜市大黒町五丁目1522番地18

本所	☎:0894-22-2811	FAX:0894-24-1615
市場	☎:0894-23-0811	FAX:0894-23-0818
伊方支所	☎:0894-38-0406	FAX:0894-38-1406
有寿来支所	☎:0894-38-0406	FAX:0894-38-1406
瀬戸支所	☎:0894-52-0016	FAX:0894-57-2238
町見支所	☎:0894-39-0168	FAX:0894-39-1061

豊かな自然は癒やされるね!



## 須賀の森

県指定天然記念物

三机湾に突出している須賀の森は、長い年月をかけ、潮の流れで自然に土砂が堆積され、くちばし型の陸地となった砂嘴(さし)です。ウバメガシやハマボウ、ビャクシン、シャリンバイなど貴重な植物が生い茂っています。



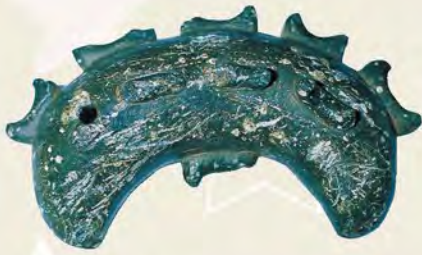
## クロキヅタ

町指定天然記念物

全国でも数カ所で見られる貴重な海藻。緑藻類イワツタ科に属します。昭和29年(1954)に仁田之浜の海岸に群生しているところを、地元の植物学者野村義弘氏により確認されました。

## 町見郷土館

伊方町唯一の博物館施設「町見郷土館」は、旧町見中学校の校舎を利用して平成11年6月にオープンしました。館内には、伊方町内の古文書や民具・生活資料などを展示しており、この地域の歴史や人々の暮らしぶりを分かりやすく、楽しく学ぶことができます。



## 子持勾玉

町指定有形文化財

三崎・中村遺跡から出土した古墳時代中期(5世紀)の勾玉。南予地域では現在唯一の出土例で、装身具というよりは祭祀用と考えられています。



広告

お客様に安心と信頼を提供

**IYOTETSU**  
伊予鉄南予バス株式会社

〒796-0031 八幡浜市江戸岡一丁目9番2号 TEL 0894-22-3200 FAX 0894-22-3201



伊方町ガイド

## 祭り・イベント



## きららまつり

道の駅伊方きらら館を会場に地元特産品(海の幸・山の幸)や姉妹町村である北海道泊村の特産品の販売、もちまき、和太鼓(伊方堂々太鼓)の演奏などを行うイベントです。



## はなはな祭り

特産品の販売や海鮮バーベキュー、魚のつかみどり、サザエの詰め放題、海上花火大会など多彩なイベントが行われます。



## きなはいや伊方まつり

役場前埋立地をメイン会場に行われる、伊方町最大の夏祭り。毎年大好評のきなはいや市場や活魚のつかみどり、キャラクターショーや海上イベント、夜には花火大会などが行われ、一日中楽しめるイベントになっています。



## 瀬戸の花嫁まつり

三机荷揚場にて、すもう大会や花火大会を中心に多彩なイベントが開かれます。メインイベントは、モデルたちによるブライダルショーです。



## サイクリング佐田岬

複雑に入り組んだリアス式海岸、紺碧の青い海とどこまでも広がる澄み切った空、緑深い山々が続く雄大な自然の中を走るサイクリングに心が癒されます。サイクリストの皆さんを佐田岬の魅力たっぷりのグルメでもてなします。



広告

## 特定建設業・粗大ゴミ収集運搬



# 有限会社三崎建設

伊方町三崎1461 854-1077 FAX54-2357



10月

## 秋まつり

10月に町内各地で催される秋祭りは、五ツ鹿、唐獅子、牛鬼、山車、四ツ太鼓など各地域で受け継がれてきた練りが奉納され、秋の伊方を彩ります。



## 伊方地域

秋祭りは、10月中旬の土日に一斉に行われています。一般的には土曜日が宵祭りで日曜日は本祭りとなっていて、この日には多くの家が鉢盛等の料理を準備して親戚、知人を招き、親交を深めたりします。

祭りの練りは、神社から始まり、町を巡行し、最後に御旅所にて、練り奉納が行われます。

## 瀬戸地域

豊作を祝う秋まつり。各地区ごとに様々な民俗芸能が行われます。五ツ鹿踊り、女兒による稚児の舞、牛鬼、唐獅子、四ツ太鼓などが昔ながらの形状で演じられます。



## 三崎秋祭り

江戸初期から続く伝統行事「牛鬼と四ツ太鼓の練り」が行われます。

全長約10mの大きさの胴体に青く塗ったカシラを持つ「牛鬼」と、4人が太鼓を打つ約10×4mの「四ツ太鼓」が東西に分かれ、東の住吉様が応援する牛鬼(平家)、西は義経の四ツ太鼓(源氏)が蹴り上げ合戦を繰り広げます。



11月

## 佐田岬マラソン

佐田岬半島を走る、アップダウンの多い厳しいコースですが、宇和海を一望でき、遠く九州も見渡せる風光明媚なロケーションとなっています。みかん、さつまいも、しらす、伊勢海老などの地元特産品でランナーたちをおもてなしします。



12月

## 佐田岬ワンダーイルミネーション

役場前埋立地の特設会場で行うイルミネーション。SNS映えするフォトジェニックな光のオブジェで伊方の夜が幻想的な光りに包まれます。



広告

## JAにしうわ特産センター 甘柑日和



〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目1569番地16  
TEL:0894-24-7520 FAX:0894-24-7540  
フリーダイヤル:0120-478-186

【営業時間】 8:30~17:00  
【定休日】 年末年始



西宇和みかん



西宇和農業協同組合

〒796-0031 八幡浜市江戸岡1丁目12番10号  
TEL:0894-24-1111 FAX:0894-24-7506

経営管理委員会会長 村田 彰三  
代表理事 理事長 木下 親

伊方町の

# 特産品

広告

**じゃこ天・じゃこカツ**  
住出し・弁当・三崎土産



## 三崎 清 海

伊方町三崎1615-1

☎0894-54-1510

伊方町ガイド



伊勢海老・あわび・サザエ

三方を伊予灘、宇和海、豊予海峡に囲まれた伊方町は、絶好の漁場。伊勢海老をはじめ多種多様な魚介類が豊富に水揚げされます。



温州みかん・清見タンゴール

傾斜地に築かれた段々畑では、太陽の光を浴びながら温州みかんや清見タンゴールなどの柑橘が育っています。



じゃこカツ

エソやハラシボなどの魚のすり身に野菜を加え、パン粉をつけて油で揚げたソウルフードです。



しらす井

宇和海では、しらすの原料となるカタクチイワシなどの稚魚が大量に水揚げされており、新鮮なしらすが食べられます。また、ちりめんなどの加工品は土産物としても喜ばれています。



海鮮活しゃぶ

旬のアジやサバ、タイ、ハマチ、伊勢エビなど、刺身でもおいしく食べられる新鮮な地魚をしゃぶしゃぶにしたご当地グルメ。魚の骨とアラを焼いて取ったダシや柑橘を使ったつけダレなど細部にもこだわっており、町内の民宿や旅館、料理店で提供されています。

広告



石材部

# 福島産業株式会社

墓石・燈籠

お客様の笑顔を目指に!

昭和3年創業の信頼と実績、石の工事・お墓の事なら福島産業石材部にすべてお任せ下さい。3DCADでお客様のイメージに合ったデザイン墓を無料作成いたします。古いお墓のリフォーム承ります。

石材加工・販売 / 墓石販売、モニュメント設計・施工

愛媛県西宇和郡伊方町川之浜1147-1

TEL.0894-53-0346 FAX.0894-53-0347





## 瀬戸金太郎芋

瀬戸地区の土壌はサツマイモの栽培に適した良質な赤土で、甘くておいしい金太郎芋が栽培されています。また、瀬戸金太郎芋を使った芋焼酎「瀬戸の金太郎」があります。



## 伊方町観光交流拠点施設 佐田岬はなはな

佐田岬はなはなは、四国の最西端から地域の観光情報を発信しています。

令和2年5月にリニューアルオープンを予定しており、これまでの観光案内所や直売所に加え、レストランやカフェ、イベントスペースが新設されます。また、四国で初となるNearlyZEB※を実現し、環境に配慮した建物になります。※エネルギー消費量をゼロに近づけた建物です。

## 道の駅

### 瀬戸農業公園

佐田岬メロディーラインを西へと進む途中にある道の駅瀬戸農業公園では、海の香りに包まれたひじきやワカメ、ちりめんなどがあります。また、つわぶきの漬け物、マーマレードといった農産物加工品や、みかん、金太郎芋といった自然の恵みをうけた品々を販売しています。ジェラテリアだんだんでは、町の特産品を使ったアイスやシャーベットが人気です。



## 道の駅

### 伊方きらら館

道の駅伊方きらら館は平成28年4月にリニューアルオープンしました。

大好評のふれあい水槽がパワーアップしたほか、町の特産品などが揃うきららマーケットやサイクリスト向けの休憩所「サイクルオアシス」も完備。2階は動きに反応する魚たちを楽しめるバーチャル水族館「きららアクアリウム」になりました。3階のきららリビングでは、景色を見ながらゆったりと休憩することができます。



広告



広告

伊方町ガイド

**菊池味噌製造所**  
代表者 菊池 伝治  
愛媛県西宇和郡伊方町九町1-1741-4  
☎ (0894) 39-0748

## レストラン風車

ちりめん丼

営業時間		定休日
平	日 11:00~15:00	不定休
オーダーストップ	14:30	
土・日・祝	11:00~16:00	
オーダーストップ	15:30	

住 所 愛媛県西宇和郡伊方町塩成2300-1  
TEL 0894-57-2222  
FAX 0894-57-2221  
風車 れすとらん

## しらす食堂 佐田岬はなはなへ 移転リニューアル

しらすのおいしさを  
満喫してね



**朝日共販株式会社**  
☎0894-53-0776  
〒796-0611  
愛媛県西宇和郡伊方町川之浜652-1

朝日共販株式会社  
**しらす食堂**  
☎0120-133-004

**5月にリニューアルオープン!**  
住 西宇和郡伊方町三輪1700-11  
営 10:00~15:30 (L.O.15:30)  
休 火  
☎あり(100台) ㊟あり  
※5月以降に営業時間、定休日  
が変わります。



# 役場案内

## 伊方町役場本庁

〒796-0301  
伊方町湊浦1993番地1  
☎ 0894-38-0211(代)  
FAX 0894-38-1373



## 瀬戸支所

〒796-0502  
伊方町三机乙3003番地6  
☎ 0894-52-0111(代)  
FAX 0894-52-0570



## 三崎支所

〒796-0801  
伊方町三崎692番地  
☎ 0894-54-1111(代)  
FAX 0894-54-1988



## 町見出張所

〒796-0421  
伊方町九町1800番地1  
☎ 0894-39-0211(代)  
FAX 0894-39-0822

困った事があったら、  
相談してね!



## 伊方町主要スポーツ施設料金体系

● グランド・テニスコート: 教育委員会スポーツ推進室 ☎38-2661

### 町民グラウンド

昼間	夜間照明	
	250円/時 2,000円/終日	全基使用
5基使用		2,000円/2時間
3基使用		1,200円/2時間

※個人の遊び場解放は原則無料

### 伊方テニスコート

1面につき	昼間	夜間照明
基本使用料(2時間まで)	300円	500円
超過使用料(1時間につき)	150円	250円

### 瀬戸球場

昼間	夜間照明
250円/時 2,000円/終日	1,000円/時

● 伊方スポーツセンター ☎38-1100

利用区分		利用料金(超過料金あり)
アリーナ	全面	1,600円/2時間
	3分の2	1,000円/2時間
	2分の1	800円/2時間
	3分の1	500円/2時間
トレーニングルーム	1人あたり	200円/2時間
会議室・研修室	1室あたり	500円/2時間
卓球場	1台あたり	200円/2時間
温水プール	幼児	無料
	小・中学生・65歳以上	100円/1時間
	高校生以上	200円/1時間

※スポーツ施設の利用時間は、9:00から21:30まで  
※冷暖房使用の場合は別途料金が必要

広告

特定建設業

# 有限会社宇都宮組

愛媛県西宇和郡伊方町中浦甲250番地の1

**TEL.0894-38-0606 FAX.0894-38-0722**

# 行政ガイドINDEX

暮らしの手続きや年金のことなど、この町で暮らしていくための  
情報について詳しくご紹介しています。

- |   |  |
|---|--|
|  防災・救急……………20    |  生活・環境……………40   |
|  届け出・証明……………22   |  空き家・空き地……………44 |
|  税金……………25       |  相談……………45      |
|  保険・年金……………27   |  議会・選挙……………46  |
|  福祉・健康……………30  |  補助・助成……………47 |
|  子育て・教育……………36 |  |





# 防災・救急

## ▶伊方町の避難所・休日医療・避難情報について

問 総務課危機管理室 ☎38-2655

### 指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

	名称	所在地
伊方地域	伊方小学校グラウンド	湊浦993-1
	旧水ヶ浦小学校グラウンド	中之浜10-1
	豊之浦小学校跡グラウンド	豊之浦860
	伊方中学校グラウンド	湊浦803-1
	伊方町民グラウンド	川永田乙43
	九町小学校グラウンド	九町1-1712-1
	二見小学校跡グラウンド	二見甲1239
	三机小学校グラウンド	三机乙2515
	瀬戸中学校グラウンド	三机乙3305-1
瀬戸地域	瀬戸球場	三机乙3340-1
	塩成小学校跡グラウンド	塩成278
	小島小学校跡グラウンド	小島甲1398-3
	足成小学校跡グラウンド	足成655
	大久小学校グラウンド	大久1638
	むかいパーク	大久3170-219
	三崎小学校グラウンド	三崎907
	三崎中学校グラウンド	三崎908
	三崎高等学校グラウンド	三崎511
三崎地域	佐田岬小学校跡グラウンド	串473
	串地区体育館グラウンド	串110
	二名津小学校跡グラウンド	二名津365

### 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設で、職員を派遣し、町が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設

### ■伊方地域

名称	所在地
旧水ヶ浦小学校	中之浜10-1
旧水ヶ浦小学校体育館	中之浜10-1
伊方小学校	湊浦993-1
伊方小学校体育館	湊浦993-1
伊方中学校	湊浦803-1
伊方中学校体育館	湊浦803-1
伊方町民会館	湊浦1995-1
生涯学習センター	湊浦1992
伊方町中央保健センター	湊浦866
伊方武道館	湊浦803-1
伊方スポーツセンター	湊浦803-1
伊方町地域振興センター	川永田甲1534-1
豊之浦地区体育館	豊之浦860
有寿来体育館	伊方越140-1
九町小学校	九町1-1712-1
九町小学校体育館	九町1-1712-1
町見公民館	九町1-1800-6
町見体育館	九町1-1807-1
二見地区体育館	二見甲1239
伊方老人デイサービスセンター	湊浦871-2
町見老人デイサービスセンター	九町6-840-14
特別養護老人ホームつわぶき荘	湊浦861-1

### ■瀬戸地域

名称	所在地
三机小学校	三机乙2515
瀬戸町民センター	三机乙1084-1
三机地区体育館	三机乙1895-1
瀬戸中学校	三机乙3305-1
瀬戸総合体育館	三机乙3305-1
大久小学校	大久1638

広告

◆土木工事業

◆電気工事業

◆電気通信工事



愛媛県知事 許可(般-30)第16412号

## 株式会社エーワン工業

本社

〒796-0307

愛媛県西宇和郡伊方町中之浜336

PHONE&FAX : 0894-38-2866

松山支店

〒790-0925

愛媛県松山市鷹子町689-4

PHONE&FAX : 089-970-3595

HP : <http://www.kk-a-one-kougyou.com>

名称	所在地
四ツ浜地区体育館	大久2516-1
瀬戸アグリトピア	大久2465-1
瀬戸デイサービスセンター	三机乙1087-1
特別養護老人ホーム瀬戸あいじゅ	川之浜594

### ■三崎地域

名称	所在地
三崎総合体育館	三崎699
三崎小中学校体育館	三崎907
三崎小学校	三崎907
三崎中学校	三崎908
三崎高等学校	三崎511
三崎高等学校体育館	三崎511
三崎保健福祉センター (三崎デイサービスセンター)	三崎1700-16
串防災センター	串473
串地区体育館	串110

名称	所在地
旧二名津小学校	二名津365
三崎公民館二名津分館	二名津442
二名津地区体育館	二名津442
特別養護老人ホーム三崎つわぶき荘	三崎4414-1
与修防災センター	与修1430

### 休日・夜間当番医のご案内

問 町民課医療対策室 ☎38-2653

休日・夜間当番医は、日・祝日などに急に要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察などを行う医療機関です。休日・夜間に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、当番医の医療機関をご利用ください。

■休日・夜間当番医は以下の方法でお知らせしています。

- 毎月発行する広報紙
- ホームページ



防災・救急

### 町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報を防災行政無線でお知らせします。

呼びかけの種類	発令時の状況	町民のとりべき行動
<b>危険大</b> 【警戒レベル5】 災害発生情報	既に災害が発生した状態で、該当する地域の町民は命を守る最善の行動をとらなければならない状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとりましょう。
↑ 【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	災害の前兆現象発生など災害が切迫した段階で、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難しましょう。
↑ 【警戒レベル4】 避難勧告	人的被害の発生する可能性が高まった段階で、該当する地域の町民は避難、または、屋内安全確保等、命を守るための行動をしなければならない状況	指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとりましょう。
↑ 【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	避難に必要な災害が予想される段階で、避難準備を促す必要がある状況 ・避難に時間を要する人が円滑に避難をするため、避難行動を開始しなければならない状況	避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意し、自発的に避難をすることが望ましいです。

### ■自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

### ■災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、皆さまからの情報もすみやかにお知らせください。  
※町では、各世帯に防災無線戸別受信機を設置しています。

### ■知人や友人の安否情報[災害用伝言ダイヤル171]

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

### ■非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- ラジオ・懐中電灯
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

※町では、各世帯に非常用持出袋を貸与しています。

**171** をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。




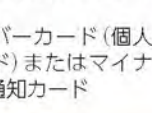
# 届け出・証明

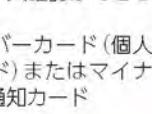
## ▶ 届け出


問 町民課住民生活室 ☎38-2653

### 戸籍の届け出


出生届		お持ちいただくもの
生まれた日を含め14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生証明書</li> <li>● 届出人(父または母)の印鑑</li> <li>● 母子健康手帳</li> </ul>
届出人	生まれた子の父または母	
届出地	届出人の現在地(住所地)、本籍地、出生地	


婚姻届		お持ちいただくもの
受理した日に効力を生じる		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 婚姻届書</li> <li>● 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)</li> <li>● 夫妻(旧姓)の印鑑</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> <li>● マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード</li> </ul>
届出人	夫・妻になる方	
届出地	現在地(住所地)、本籍地	


離婚届		お持ちいただくもの
受理した日に効力を生じる		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 離婚届書</li> <li>● 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)</li> <li>● 届出人の印鑑</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> <li>● マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード</li> </ul>
届出人	夫・妻	
届出地	現在地(住所地)、本籍地	


死亡届		お持ちいただくもの
死亡したことを知った日から7日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡診断書または死体検案書</li> <li>● 届出人の印鑑</li> </ul>
届出人	親族、後見人など	
届出地	届出人の現在地(住所地)、死亡者の本籍地、死亡地	

### 住民登録の届け出

転入届		お持ちいただくもの
住み始めた日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転出証明書</li> <li>● 印鑑</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> <li>● 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>● マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード</li> </ul>
届出人	本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)	
届出地	町役場、各支所	

転出届		お持ちいただくもの
受理した日に効力を生じる		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 印鑑</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> </ul>
届出人	本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)	
届出地	町役場、各支所	

転居届		お持ちいただくもの
受理した日に効力を生じる		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 印鑑</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> <li>● 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>● マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード</li> </ul>
届出人	本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)	
届出地	町役場、各支所	

世帯変更届		お持ちいただくもの
変更した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 印鑑</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> </ul>
届出人	本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)	
届出地	町役場、各支所	

届け出・証明

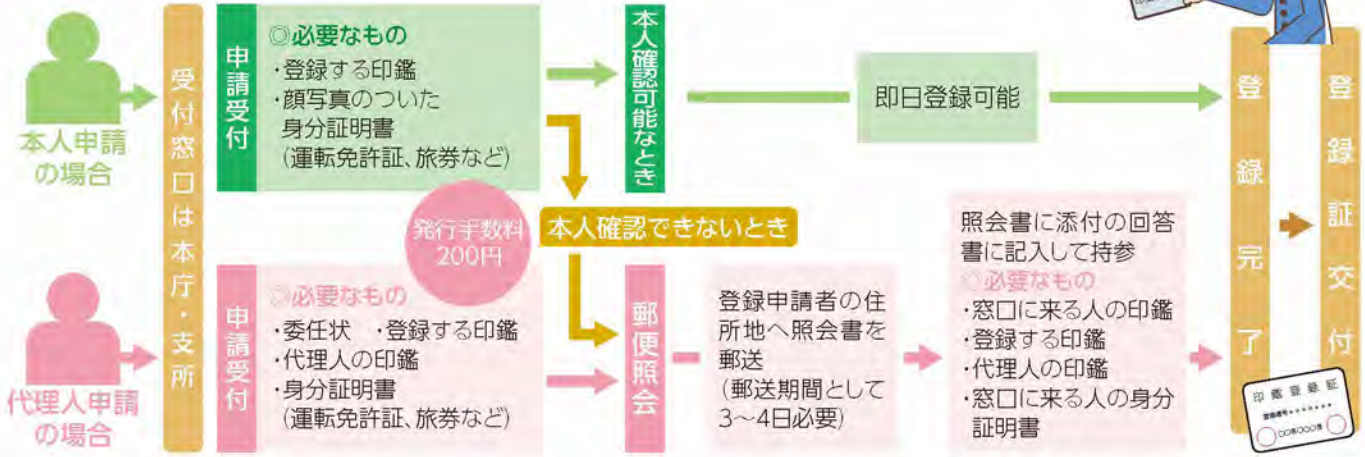


誰でも登録できるの？

満15歳(意思能力を有しない者を除く。)以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届け出・証明

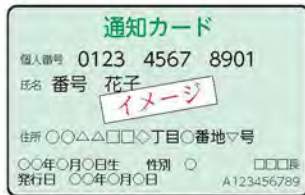
▶マイナンバー制度

問 マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、平成28年1月以降には身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。

通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。  
**※紛失しないようご注意ください。**  
 顔写真が入っていませんので、本人確認時には別途顔写真が入った証明書が必要になります。



イメージ

個人番号カード

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に申請すると交付されます。



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出の氏名などの変更

## ▶各種証明書発行(手数料)

### 交付時に必要な書類-本人確認書類-

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。  
ご理解とご協力をお願いします。

分類1(写真付)	分類2	分類3
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転免許証 ●旅券(パスポート)</li> <li>●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など</li> <li>●住基カード(写真付き)</li> <li>●マイナンバーカード(個人番号カード)など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各健康保険被保険者証</li> <li>●国民年金手帳</li> <li>●年金証書</li> <li>●住基カード(写真なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生証</li> <li>●法人発行の身分証明書</li> <li>●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書</li> </ul>
上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

### 戸籍・住民票関係の発行

問 町民課住民生活室・環境対策室 ☎38-2653

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 200円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 200円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。 ●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
改製原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 200円	
身分証明書	1通 200円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。
改葬許可書	無料	●申請者の本人確認書類 ●申請者と該当者との関係が分かる戸籍等

### 税関係の証明書の発行

問 町民課税務室 ☎38-2650

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民税	所得証明書	1通 200円 所得金額の証明
	所得課税証明書	1通 200円 所得金額、所得控除および税額の証明
	非課税証明書	1通 200円 課税されていない証明
	所在地証明書	1通 200円 法人事業所の所在地の証明
固定資産税	評価証明書	1通 200円 資産の評価額の証明
	公課証明書	1通 200円 課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳	1通 200円 納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書	1通 1,300円 登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書	1件 200円 納められた税額の証明
	滞納のない旨の証明書	1件 200円 全ての税目において滞納がないことの証明
	軽自動車税継続検査用	無料 軽自動車税の滞納がないことの証明



届け出・証明



# 税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さまに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

## ▶税金の種類・納期について

問 町民課税務室 ☎38-2650

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
		給与からの特別徴収：毎月											
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
法人 固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人	1期			2期					3期		4期	
個人 固定資産税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税です	全期											
国民健康 保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
町たばこ税	たばこの消費に対してかかります	毎月											



税金

## 国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	南予地方局八幡浜支局税務室	☎22-4111
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	高松国税局	☎087-831-3111
	八幡浜税務署	☎22-0800

## 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認できるものをお持ちください。

▶税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P24



広告

“あなたの事業と生活  
そして心に ゆとりと力を”

税務署勤務30年の知識と経験を  
この地域の繁栄の為に生かさせていただきます。

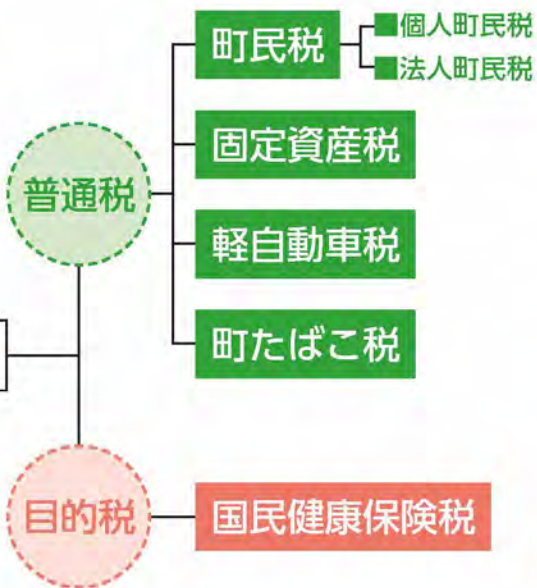
に ちら たて おみ  
**二村建臣税理士事務所**

税務相談 税務代理 税務関係書類作成  
営農会計 申告相談 相続関係相談  
経営コンサルタント 事業承継コンサルタント

八幡浜市保内町宮内2-89-1  
電話：0894-21-2361

町税の仕組み

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、町民課税務室へお問い合わせください。滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税の方法

町から納付書を郵送します。以下の方法により、納期限内に納付してください。

- 1 町役場・支所・出張所にて納付
- 2 指定金融機関にて
  - 窓口で納付
  - 口座振替で納付

納税は **便利** **確実** **安心** な  
「**口座振替**」がおすすめです！



【指定金融機関】

伊予銀行・愛媛銀行・西宇和農業協同組合・愛媛県信用漁業協同組合連合会

【申込方法】

町役場・支所・出張所または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。  
**必要なもの：納税通知書、通帳、取引印(通帳届出印)**

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。(振替日は納期の末日)

■ 納税のご相談は…町民課税務室 ☎38-2650

伊方町 Photo Gallery



【野坂の石垣】



【みかん山と桜】



# 保険・年金

## 国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険税を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

### ▶ 国民健康保険(国保)

問 町民課医療対策室 ☎38-2653

#### こんなときは届け出を

問 町民課医療対策室 ☎38-2653

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、マイナンバーが分かるものと下記の必要なものを準備のうえ、町民課医療対策室または支所へ14日以内に届け出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	●印鑑 ●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●印鑑 ●保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●保護開始決定通知書
	死亡したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●死亡を証明するもの ●喪主の通帳
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証など)
	修学により別に住所を定めたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書など
	交通事故などにあったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●交通事故証明書(後日でも可)



保険・年金

#### 国民健康保険税

問 町民課税務室 ☎38-2650

#### 保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の4つを計算して税額が決まります。

所得割	資産割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の固定資産税に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

#### ⚠ 保険税を滞納すると

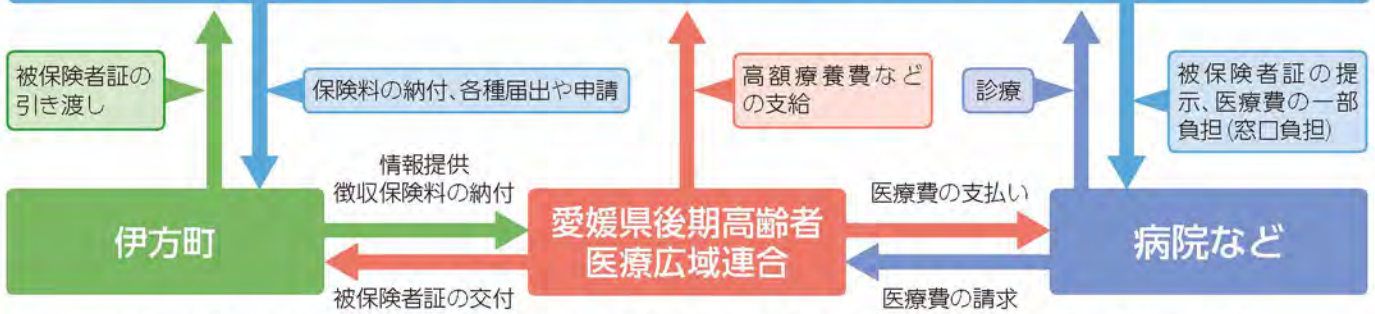
有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

制度のしくみ

被保険者(愛媛県内に居住の方)



- 75歳以上の方  
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方  
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後75歳になるまではいつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、愛媛県内のすべての市町村が加入する「愛媛県後期高齢者医療広域連合」が行います。

■ 被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口には必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

■ 保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 + 所得割額 = 年間保険料

被保険者全員が均等に負担 + 被保険者の前年の所得に応じて負担 = 4月から翌年3月までを1年間

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。  
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

伊方町 Photo Gallery



【中村修二博士記念碑】



【権現山からの景色】

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

**第1号被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

**第2号被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員

**第3号被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。*受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する 独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けないで死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

	「こんなとき」具体例	必要なもの	期間	
本庁・支所が受付窓口です	加入するとき	20歳になったとき (厚生年金の加入者は除く)	● 印鑑	
	加入しているとき	加入者の死亡	● 年金手帳 ● 印鑑など	14日以内
		住所の変更(転入時)	● 年金手帳 ● 印鑑	
		厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 扶養抹消年月日がわかる書類など	
		会社など退職したとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 退職日のわかる書類	
	年金を受けようとするとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 住民票 ● 戸籍謄本など	受給対象になったとき	
	年金を受けているとき	引き続き年金を受けようとするとき (マイナンバーが確認できている人は不要)	● 受給者現況届 ● 印鑑	誕生日または指定された日
年金を受けていた人が死亡したとき		● 国民年金証書 ● 印鑑 ● 戸籍謄本など	14日以内	
住所・氏名の変更		● 国民年金証書 ● 印鑑など		

■ 保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。





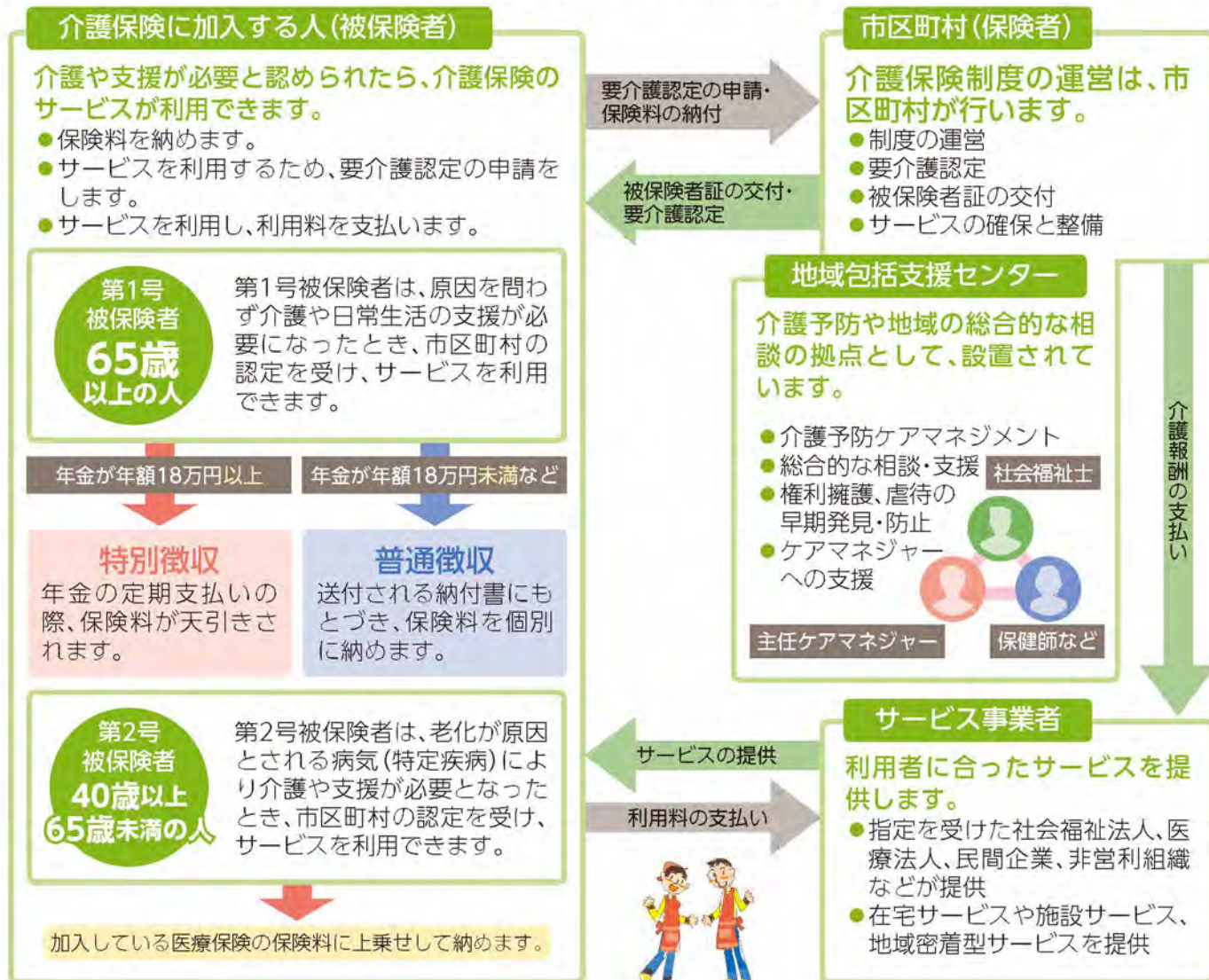
# 福祉・健康

## ▶介護保険制度

☎ 保健福祉課長寿介護室 ☎38-2652

### みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方は、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



広告

社会福祉法人  
**愛寿会**

高齢者総合福祉施設  
**瀬戸あいじゅ**

愛媛県西宇和郡伊方町川之浜594番地  
**TEL (0894) 53-0622(代)**

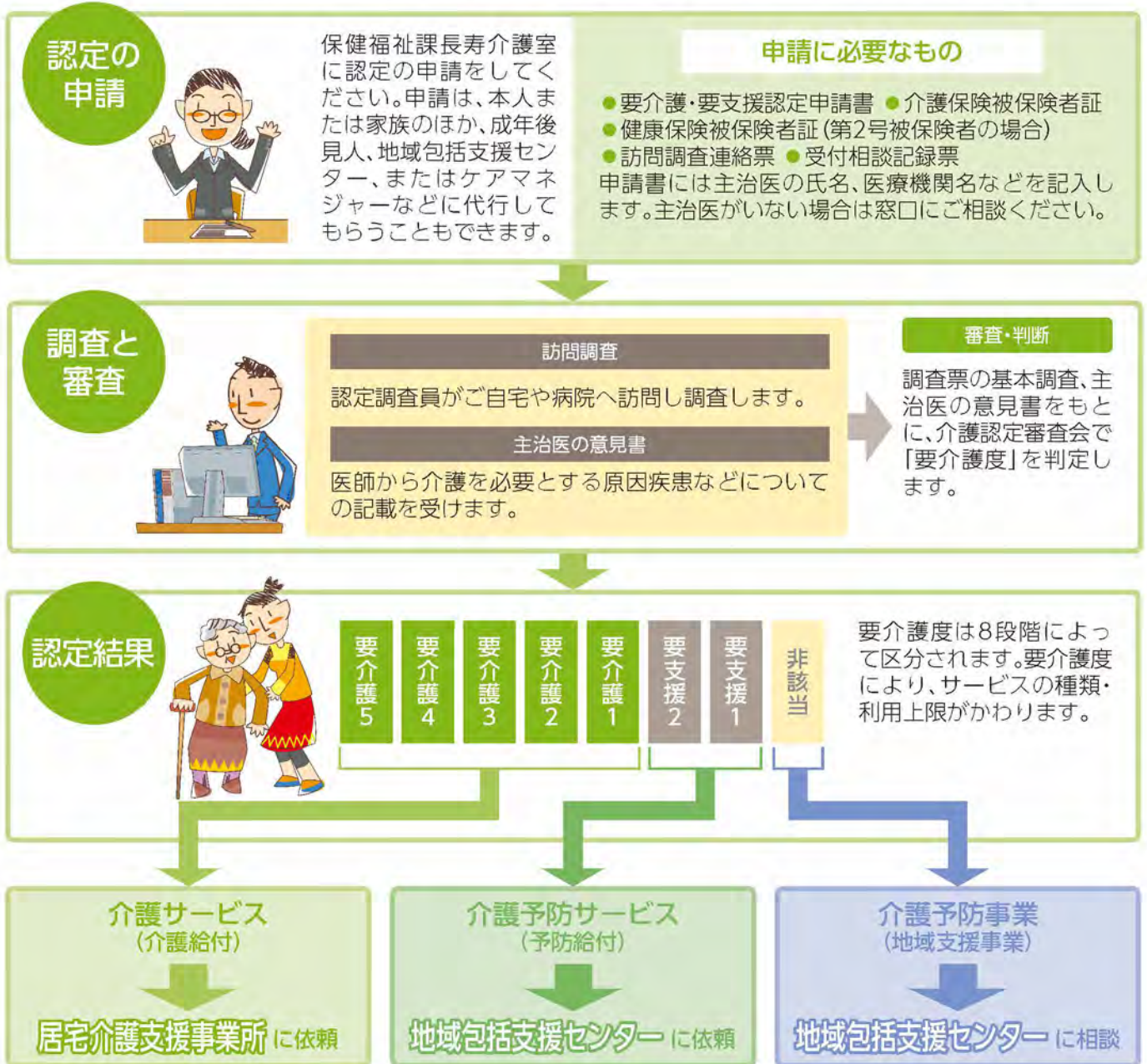




## ▶要介護認定までの流れ

問 保健福祉課長寿介護室 ☎38-2652

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



福祉・健康

## 伊方町 Photo Gallery



【オリコの里】



【阿弥陀池・紫陽花】

## ▶介護保険サービス



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑬は直接施設に相談となります。

### 自宅で受ける



#### ①訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

#### ②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

#### ③訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

#### ④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

### 施設に通う



#### ⑤通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

#### ⑥通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りでを行います。

### 短期の入所



#### ⑦短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

☎ 保健福祉課長寿介護室 ☎38-2652

### 介護環境を整える



#### ⑧福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

#### ⑨福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

#### ⑩住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

### 施設サービス



#### ⑪介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

#### ⑫介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

#### ⑬介護療養型医療施設(療養病床等)

長期にわたる療養や介護が必要な人のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

### 地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

#### ⑭小規模多機能型居宅介護

#### ⑮地域密着型特定施設入居者生活介護

#### ⑯認知症対応型共同生活介護(グループホーム)



## ▶地域包括支援センター

☎ 地域包括支援センター ☎38-2652

高齢者が住み慣れた地域で生活できるために、地域包括支援センターでは介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

### 総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

### 介護予防地域支援事業

- **介護予防教室**  
高齢者の筋力アップ、認知症予防のための教室を開催しています。
- **介護者のつどい**  
在宅介護をしている家族を対象にした学習会や交流会を開催しています。

### 介護予防ケアマネジメント

要支援者・事業対象者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

### 権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度の紹介、利用支援を行っています。

### 包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

これからもこの街で  
暮らしていきたい



## ▶その他高齢者福祉

☎ 伊方町社会福祉協議会 ☎38-2360

### ふれあいいきいき支援事業

ふれあいいきいきサロンの運営支援、老人クラブ活動の支援などを行っています。

## ▶障がい者福祉

☎ 保健福祉課福祉対策室 ☎38-0217

### 障がいのある人の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人が対象のサービスです。身体障害者手帳、療育手帳の取得については保健福祉課福祉対策室へ。精神障害者保健福祉手帳の取得については中央保健センター(☎38-1811)へ。

#### 身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

#### 療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA最重度、A重度、A中度、B中度、B軽度があります。

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

#### こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

### ■各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

## 伊方町 Photo Gallery



【レッドウィングパーク桜】

広告

アライグループ  
障がいのある方、  
それぞれの夢を叶える支援を。

株式会社  
**夢・たまご**  
大洲市平野町野田乙961番地1

一般社団法人  
**夢ノ杜福祉会**  
yume-no-mori  
大洲市平野町野田1514番地

TEL .0893-24-3360  
FAX .0893-23-9367



## サービス一覧

問 保健福祉課福祉対策室 ☎38-0217

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

**身** 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳

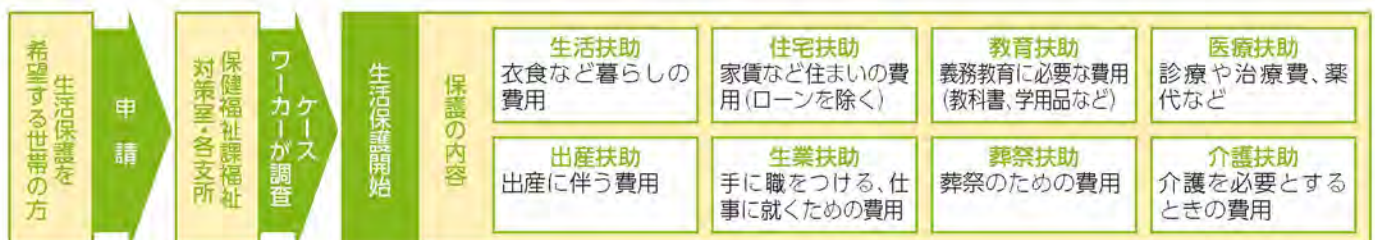
※各種手帳をお持ちでない人も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

サービスの種類	内 容	お持ちの手帳が対象となるサービス				
補装具費の支給	支給要件に該当する人に対して、補装具(補聴器、義足、義肢、車いすなど)の購入費または修理費の支給を行います。	身	療			
日常生活用具の給付	支給要件に該当する人に対して、日常生活用具[介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅医療等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費]の支給を行います。	身	療	精		
自立支援医療費(更生医療)の支給	支給要件に該当する人(18歳以上)が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。	身				
自立支援医療費(精神通院医療)の支給	在宅精神障害者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。					
自立支援給付(障害福祉サービス)および地域生活支援事業	障がいのある人々が、障がいの種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。	身	療	精		
	障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)				日中活動系サービス	療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など
					居住系サービス	施設入所支援・共同生活援助(グループホーム)など
					訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・短期入所(ショートステイ)など
	地域生活支援事業	日中一時支援事業・移動支援事業等・自動車運転免許の取得費および自動車改造費の助成など				
障害児通所サービス	児童発達支援……小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス……学校(幼稚園、大学除く)に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。					
各種割引制度	身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。	身	療	精		

## 生活保護

問 保健福祉課福祉対策室 ☎38-0217

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



## ▶ 住民健診

問 中央保健センター ☎38-1811

伊方町では、下記のとおり各種健康診査を実施します。

区分	対象者	内容	個人負担金等		
(特定)健康診査	19歳以上	血圧・体重測定、血液検査・心電図等	集団検診(無料) 個別検診(無料) ※40歳未満は集団検診のみ実施		
肝炎ウイルス検診	40歳になる方、他	(特定)健康診査時の血液検査で分かります。	無料		
前立腺がん検診	50歳以上の男性		1,000円		
結核・肺がん検診	40歳以上	デジタル検診CR CT	300円 1,000円	70歳以上および国保加入者は無料	
胃がん検診	40歳以上	胃部X線検査	各500円		
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査			
子宮(頸)がん	20歳以上	膣頸管細胞診	無料		
	20~69歳	HPV検査	1,000円		
子宮(体)がん	50~69歳	超音波(子宮内膜)	1,000円		
乳がん検診	40歳以上	マンモグラフィー(二方向)	1,000円	節目年齢の女性は無料	
	19~39歳	乳房超音波検診	1,000円		
骨粗しょう症検診	19歳以上	骨密度測定(超音波)	1,000円	節目年齢の女性は無料	

## ▶ その他の保健事業

問 中央保健センター ☎38-1811

### 高齢者のための保健事業

#### ■ 事業内容

健康教育	生活習慣病予防等に関する健康・栄養・運動の講話および実習
健康相談	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で指導や支援が必要な人へ保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談
訪問指導	糖尿病などの生活習慣や健康診査で保健指導や支援が必要な人へ保健師・栄養士による訪問指導
食生活改善推進員活動事業	食生活改善の普及・啓発研修
インフルエンザ予防接種	65歳以上の人および60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対し一部自己負担で実施
健康手帳の交付	健康の保持増進のために必要な事項を記載する(希望者に交付)

このほかにも、保健センターでは健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。詳しい内容や日程は、毎月発行する広報紙に掲載しています。

### 精神保健福祉事業

#### ■ 事業内容

家庭訪問	保健師等による心の健康などに関する訪問相談、指導
精神相談	保健師等による訪問、面接相談、電話相談
心の健康相談	精神科医師・保健師等による相談を通じて心の悩みや不安の解消を図るとともに、精神疾患・認知症などに関する正しい理解を得る

### その他

#### ■ 事業内容

献血	移動献血車により町内で実施
在宅当番医(休日当番医)	日曜・祝日・お盆・年末年始は、当番制で診療しています



福祉・健康



# 子育て・教育

## ▶母子保健事業

問 中央保健センター ☎38-1811

### 健康診査・訪問・相談など

伊方町では、下記のとおり各種健康診査・相談事業を実施します。

種類	内容	持ち物
母子健康手帳の交付	受診券発行、保健指導、問診、事業紹介、マタニティキーホルダー配布	妊娠届出書、マイナンバー
妊産婦訪問指導	相談、問診等	母子健康手帳
新生児・乳幼児訪問指導	身体計測、問診、育児相談	母子健康手帳
乳児健康相談 (4・5か月児、9・10か月児)	身体計測、問診、発達観察、離乳食実習・相談、育児相談、歯科相談、ブックスタート	母子健康手帳、問診票
1歳6か月児健康診査	身体計測、問診、発達観察、内科診察、歯科診察、歯科相談、生活・栄養相談	母子健康手帳、問診票
3歳児健康診査	身体計測、問診、発達観察、内科診察、歯科診察、視聴覚検査、歯科相談、生活・栄養相談	母子健康手帳、問診票
5歳児健康診査	身体計測、問診、診察、心理士等による相談、歯科相談、生活・栄養相談等	母子健康手帳、問診票
育児相談	身体計測、育児、離乳食相談	
のびのび子育て相談	発達検査、言葉の相談等	

子育て・教育

### ■妊婦・乳児健康診査

妊娠中に最大14回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。また、乳児(1歳未満)の間に医療機関で、最大2回健康診査が受診できます。

#### 受診には

- 妊婦一般健康診査受診券または乳児一般健康診査受診票を切りとり、必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受け付けに提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科・小児科医療機関で利用できます。医療機関の受け付けにおたずねください。
- 県外の医療機関で受診を希望する方は、伊方町に申請が必要です。受診後3か月以内に保健センターへ申請してください。

### ■妊娠歯科健康診査

妊娠中の歯の健康管理はお母さん、赤ちゃんのどちらも大切です。妊娠中はホルモンバランスの変化などで、むし歯や歯周病が進みやすくなります。また、お母さんにむし歯があると、食事の口移しや食器からむし歯菌が赤ちゃんに移る可能性があります。歯科検診を受けて、母子ともに健康に過ごせるようにしましょう。

#### 費用

無料(妊娠中に1回のみ)  
※治療が必要な場合、治療費は自己負担になります。

#### 受診方法

町内の受診医療機関に電話予約し、書類を用意して受診してください。

#### 必要な書類

- 母子健康手帳
- 妊婦歯科健康診査受診票
- 健康保険証



## ■ 出産育児一時金

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

### 国民健康保険に加入されている方

出産一時金として40万4千円を支給します(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス1万6千円)。原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

● 問い合わせ 町民課医療対策室 ☎38-2653

### ⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

## ■ 児童手当

平成24年4月から、子ども手当制度は児童手当制度になり、同制度による手当が支給されます。

### 支給対象

0歳～中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

対象年齢	金額	
0歳～3歳未満の児童	一律15,000円	
3歳～小学校終了	第1子、第2子	※10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律10,000円	

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

所得制限を超えた受給者 一律5,000円(月額)

## ひとり親家庭の支援

### ■ ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があります。

### ■ ひとり親家庭自立支援給付金

母子・父子家庭の母、父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等技能訓練促進費などがあります。受講費用などの一部を支給します。事前申請が必要です。(県事業)

### ■ 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭の母、父および寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています。(県事業)

#### 貸付の種類

- 修学資金(高校～大学)
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 技術習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金
- 生活資金
- 医療介護資金

問 保健福祉課こども政策室 ☎38-0217

## ▶ 保育・教育

### 保育所の入所について

#### ■ 対象者

小学校入学前の乳幼児で、保護者および同居の親族などが家庭で保育できない場合  
※乳児の受け入れは、生後6か月からとなります。

#### ■ 保育所申込み

- 新年度(4月)からの入所  
11月ごろにホームページや広報紙などでお知らせします。
- 年度の途中入所  
各保育所または役場保健福祉課までお問い合わせください。

#### ■ 利用者負担(給食費・保育料)

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上の子ども(4月1日時点)については、給食

費(主食費、副食費)、行事費のみの負担となります。また、3歳未満の保育料については町独自の取り組みで大幅に軽減しています。

- 3歳以上の利用者負担額(給食費)  
町立保育所の給食費月額 4,500円

※条件により免除あり

- 3歳未満の利用者負担額(保育料)  
月額 4,500円

※条件により免除あり

- 利用者負担額の算定

利用者負担額は、保護者の町民税額を基に算定します。(毎年9月に保育料の切替を行います)なお、3歳未満の保育料は、国が定める基準を上限として、町が定めています。

保育所名	定員	所在地	電話番号	開所時間
伊方保育所	120人	湊浦83番地3	☎38-0509	7:30～18:30
九町保育所	30人	九町1番耕地1695番地6	☎39-0842	7:30～17:30
大浜保育所	30人	大浜427番地3	☎38-0126	7:30～17:30
三机保育所	30人	三机乙1829番地	☎52-0035	7:30～18:30
大久保育所	30人	大久1391番地1	☎53-0127	7:30～17:30
三崎保育所	45人	三崎699番地1	☎54-0143	7:30～18:30



## ■ 特別保育事業

	延長保育	園庭開放
対象者	現に保育所に入所している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童	保護者同伴で参加できる児童
利用日・時間	月～金 16:15～18:30	伊方保育所にて実施 水・土 10:00～11:30
料金	日 額 100円	-

## 子育て交流広場(スマイルルーム)

スマイルルーム(子育て交流広場)では、ベビーヨガやベビーマッサージ、季節に合わせた楽しいイベントなどを開催しています。親子で楽しい時間を過ごし、子育てに関する相談や情報交換の場としてご利用下さい。イベントスケジュールなど、詳しくは町ホームページをご覧ください。

### ■ 対象者

保育所を利用していない未就学児童とその保護者

### ■ 場所

生涯学習センター3階 児遊館内

### ■ 日時

毎週月～金 ※祝除く

9:30～12:30

※月曜日はセンター休館のため町民会館3階の通路からお入りください。

## 放課後児童健全育成事業(放課後学童クラブ)

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

学童クラブの名称	場 所	問い合わせ先
いかた学童クラブ	湊浦1992番地 伊方町生涯学習センター3階 児遊館	☎38-2668
くちょう学童クラブ	九町1番耕地1695-5 九町教職員住宅	☎39-0215
みつくえ学童クラブ	三机乙2507番地 三机教職員住宅	☎52-0237
おおく学童クラブ	大久1638番地 大久小学校内	☎53-0680
みさき学童クラブ	三崎907番地 三崎小学校内	☎21-1466

※定員人数や入会条件など詳しくは、保健福祉課または各学童クラブへお気軽におたずねください。

## 奨学金・修学資金等貸与制度

### 奨学生

問 教育委員会学校教育室 ☎38-2660

優秀な生徒または学生であって、経済的な理由により就学困難な学生または生徒に対し、学資金を無利子で貸与しています。

### ■ 貸与月額

区 分	金 額
高等学校	20,000円
専修学校(高等課程)	20,000円
専修学校(専門課程)	35,000円
高等専門学校	35,000円
大学	45,000円

### ■ 出願手続

ホームページや広報紙などでお知らせします。出願資格については募集要項でご確認ください。

### ■ 奨学金の返還

貸与が終了して6か月を経た後、15年以内で年賦で返還してください。

### 看護師等修学就業資金貸与制度

問 町民課医療対策室 ☎38-2653

将来、伊方町の職員として国民健康保険診療所において、看護師等の業務に従事する意思を有する方に対し、修学資金または就業資金を貸与します。

### ■ 貸与金額

- 修学資金 月額70,000円
- 就業資金 300,000円

### ■ 返還の免除

- 修学資金  
町の職員として看護師等に従事した期間が、資金の貸与を受けて修学した期間に相当する期間に達したとき。
- 就業資金  
町の職員として看護師等の業務に、3年以上従事したとき。

### ■ 申請手続

ホームページや広報紙などでお知らせします。詳細については、しおりでご確認ください。





# 生活・環境

## ▶ごみ

問 町民課環境対策室 ☎38-2653

### ごみの分け方・出し方

ごみ袋	区分	種類	出し方
指定ごみ袋	可燃ごみ (もやすごみ)	生ごみ/皮革・ゴム類/草・木など	必ず指定の「もやすごみ袋」に入れて出してください。台所の生ごみは、水をよく切って出してください。
	埋立ごみ	小型家電製品類/金属類/陶磁器類 ガラス類など	資源として利用できるもの(びん・缶・ペットボトルなど)、可燃ごみなどは混ぜないでください。必ず袋に入りきるものだけをごみとして出してください。入りきらなかったごみは「粗大ごみ」として出してください。
無色透明袋	有害ごみ	蛍光灯/蛍光球/蛍光灯/乾電池 電球(白熱球)/体温計(水銀)など	LED球・デジタル体温計は埋立ごみへ。充電式(ニカド電池)、ボタン型電池は販売店へ。
	かん類	飲料・食料用かん	水洗いし、つぶさずに出してください。異物や中身が入っている缶や汚れが取れないものは埋立ごみへ。
	びん類	飲料・食料用びん	水洗いし、ふたは必ず外して出してください。化粧品のびん、ほ乳びん、ガラスのコップは埋立ごみへ。
	ペットボトル	飲料・酒・調味料など ペットボトルマークのあるもの	中を洗って、ふた・ラベル(プラスチック類)を外して出してください。マークがついていてもボトル状でないものは、プラスチック製容器包装へ。洗えないもの、汚れの落ちないものは可燃ごみへ。
	プラスチック製 容器包装	プラマークがついているもの	トレイ類(白色以外のもの)、ボトル類などプラマークがついているものが対象。ささっとすすいで十分に水切りしてください。プラマークのないもの、容器や包装以外のプラスチック類は埋立ごみへ。洗えないもの、汚れの落ちないものは可燃ごみへ。
	発泡スチロール	食品用トレイ(白色のもの)/ 保冷用・固定用発泡スチロールなど	洗って、十分に水切りしてください。袋に入らない大きさのものは、小さく砕いてから袋に入れてください。ひもで縛って出さないでください。汚れの落ちないものは可燃ごみへ。
古紙	新聞/雑誌/段ボール/紙パックなど	種類別にひもで十字に縛って出してください。	

#### ■ 廃食用油・小型家電

本庁・各支所・町見出張所に専用のリサイクルボックスを設置しています。

#### ■ 粗大ごみ

町指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみになります。粗大ごみは一般廃棄物最終処分場へ自分で直接持ち込むか、町指定業者に収集を依頼してください。

※手数料が発生します。

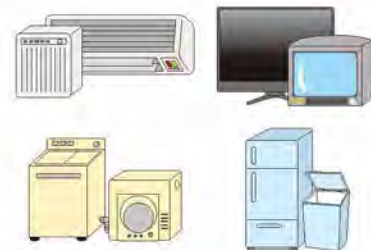
最寄りのごみステーションへ出す場合は、町民課または各支所へお問い合わせください。

#### ■ 家電4品目

エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機の家電4品目は町で収集していません。家電製品小売店や一般廃棄物処理許可業者に引き取りを依頼してください。

家電リサイクルの詳細については、「家電リサイクル券センター」のホームページを参照ください。

ホームページ→<https://www.rkc.aeha.or.jp/>



広告

伊方町指定 一般廃棄物(粗大ゴミ)収集運搬許可  
 八幡浜市 一般廃棄物収集運搬許可(可燃ゴミ可燃物)  
 大洲市 一般廃棄物収集運搬許可(家電リサイクル)

宅配 取扱い



FREE STYLE  
フリースタイル株式会社

愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜56

tel / fax

0894-38-1500



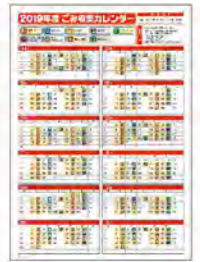
## 分別ができていないと、収集できません

分別ができていなかったり、収集日が違う日にごみが出されていたりした場合、このようなシールがごみや袋に貼り付けてあります。ごみ分別ガイドブックを参考に、適正な分別をお願いします。



ごみの収集日は各地区で異なります。ごみ収集カレンダーでご確認ください。

※ごみ収集カレンダーは毎年2月末に各世帯へ配られます。



## 野焼き(ごみの野外焼却)は禁止

一部の例外を除き野焼きは禁止されています。野焼きをする際は、事前に消防署へ届出が必要ですが、火災との誤認を防止するためのものであり、野焼きを許可するものではありません。野焼きは犯罪で、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金です。

## ▶ 犬の登録・狂犬病予防接種

問 町民課環境対策室 ☎38-2653

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
<p>登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から</p>	<p>な91犬が生後 ったたら に</p> <p>年1回 (3月2日～翌年3月1日まで) 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p>	
手続きができる場所		
<p>1 伊方町役場・各支所 2 狂犬病予防注射集団接種会場(毎年4月～5月の間に実施)またはお近くの動物病院もしくは獣医師</p>	<p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>	<p>伊方町役場・各支所</p>
登録を申請 鑑札の交付	狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き	死亡届出書を提出
登録手数料 3,000円	交付手数料 550円	必要なもの 鑑札・注射済票
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伊方町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。</li> <li>●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。</li> </ul>	

## 建物・土地・景観

問 建設課建設管理室 ☎38-2656

### 〈新築・増築するとき〉

町内で建物を新築、増築する場合は届け出が必要です。なお、建物用途や構造、規模によっては、確認申請書の提出が必要です。

### 〈建物を解体するとき〉

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに届け出が必要です。なお、木造の空き家で町が認定した危険家屋の場合、解体費用の一部が補助されます。

### 〈土地を造成するとき〉

町内の一部に指定されている宅地造成工事規制区域内で宅地を造成する場合、県知事の許可や届け出が必要となることがあります。

### 〈景観を守るために〉

町内で景観に影響を与える恐れのある大規模行為※を行う場合は、町への届け出が必要です。  
※大規模行為とは、大規模な建物の建築や土石の採取のことです。

### 〈土地取引をするとき〉

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に県知事への届け出が必要です。

- 都市計画区域…………… 5,000㎡以上
- 都市計画区域外…………… 10,000㎡以上

### 〈屋外広告物を表示・設置するとき〉

町内に屋外広告物(看板など)を表示または設置するときは、自己の所有する土地や建物でも、「屋外広告物法」や「愛媛県屋外広告物条例」などの規定により、町の許可が必要です。

## ▶上水道

問 上下水道課上水道室 ☎38-2663

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

### 水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

#### 転入、町内転居の場合

開始(開栓)届の提出

水道の利用  
を  
開始

【必要なもの】  
・手数料

#### 町外への転出、転居の場合

中止(閉栓)届の提出

水道の利用  
を  
中止



引っ越しの日の1週間前を目安に、  
まずは上下水道課上水道室に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号
- ④支払方法  
(口座振替の場合別途書類)



⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

- ①検針番号  
(「請求書」「ご使用水道料のお知らせ(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日  
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法  
(口座振替、納入通知書)

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

### 水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針をする1か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

#### 【支払い方法】

料金の請求は、下水道使用料とあわせ1か月に1回となっています。  
下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 町役場・支所・出張所
- 2 伊方町上下水道課
- 3 取扱金融機関

伊予銀行・愛媛銀行・西宇和農業協同組合・愛媛県信用漁業協同組合連合会

#### 料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

上記金融機関または郵便局にてお申し込みください。

お支払日は25日です。25日が土日、祝日の場合は翌営業日になります。

必要なもの：通帳、届出印鑑

### 自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



すぐに伊方町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

広 告

LPガス  
石油類 販売・修理

(同)中村商店

愛媛県西宇和郡伊方町九町1-534-5  
TEL (0894)39-1616  
FAX (0894)39-0514

浄化槽清掃・し尿くみ取り

有限会社  
三崎安全衛生社

代表取締役 是澤 幸忠

伊方町川之浜2283-1  
0894-53-0210  
伊方町高浦325  
0894-54-0752

## ▶下水道

問 上下水道課下水道室 ☎38-2654

衛生的で快適な暮らしを提供します。

汚水(台所・浴室等)は未処理(BOD濃度32g)のまま水路等へ放流しているため、海域等の汚染を引き起こす恐れがあります。しかし、下水道や浄化槽へ接続し汚水を処理することにより、BOD濃度を約10分の1まで減少させることができます。

### 下水道事業

#### ■処理区域

伊方処理区、九町処理区、田之浦処理区、豊の浦処理区、大成処理区、鳥津処理区、佐田岬頂上開発処理区

#### ■概要

家庭からの汚水を下水道へ流すために、町が宅地内に公共汚水ますを設置しています。公共ますの流入口までは個人で維持管理をお願いします。

#### ■使用料

下水道使用料は、下水道施設の維持管理に必要な費用をいただくもので、使用水量に応じて算定されます。上水道と一緒に1か月ごとに請求します。

### 浄化槽事業

#### ■処理区域

下水道区域外の町内全域

#### ■概要

家庭からの汚水を戸別に処理し公共水域へきれいな水を放流します。また、浄化槽は町にて施工するため、自己負担が軽減されます。

※右図参照

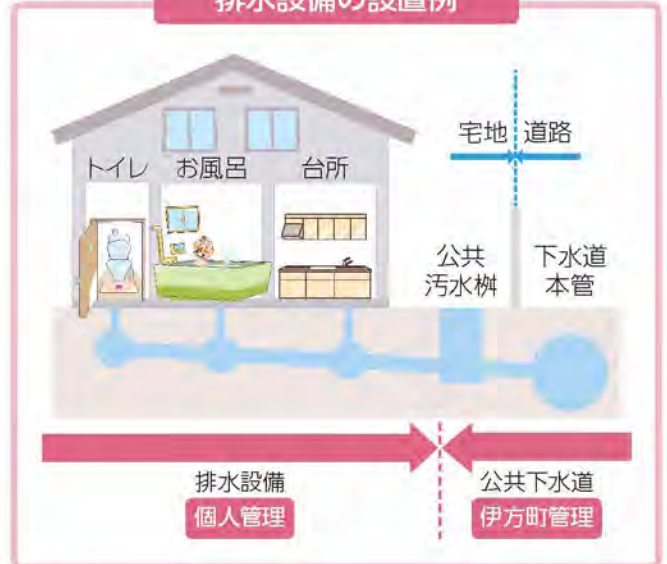
#### ■使用料

浄化槽の使用料は、施設の維持管理に必要な費用をいただくもので、延べ床面積などで人槽ごとに定められており、1か月ごとに請求します。

区分	金額(税抜)
5人槽	3,300円
7人槽	3,800円
10人槽	4,500円



### 排水設備の設置例



### 浄化槽設置工事負担図



### 下水道・浄化槽に流してはいけないもの

- 水に溶けない紙類 例:生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、ウェットシート等
- 布類 例:モップ、雑布、タオル、下着等
- 残飯
- 油類 例:廃食用油、エンジンオイル等



### 接続申請等の問い合わせ

- 町指定工事店へ申し込みをお願いします。指定工事店が町へ申請を行います。

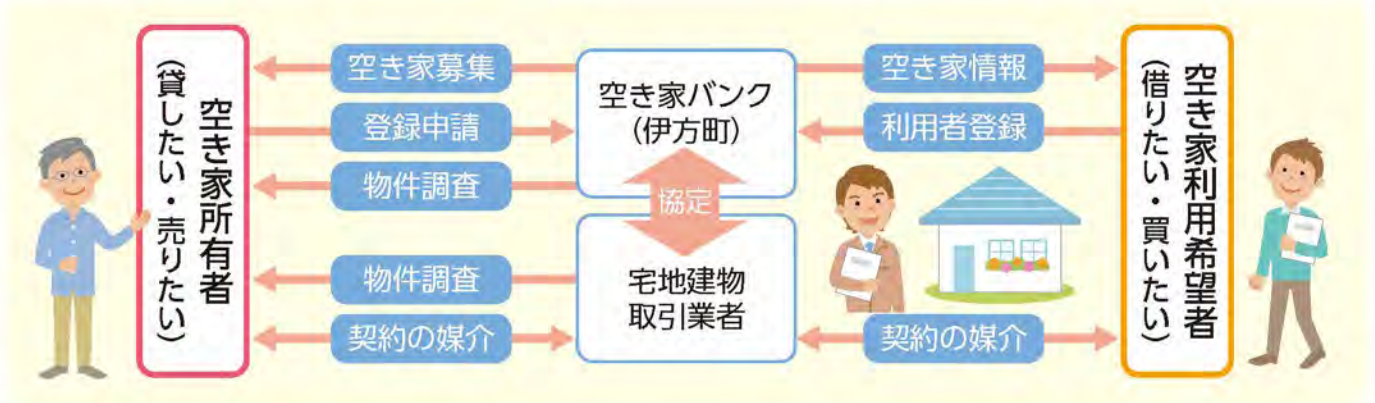


# 空き家・空き地

## ▶ 移住・定住(伊方町空き家バンク)

問 伊方町移住・定住促進協議会 ☎38-2659

町内に空き家・空き地(宅地)をお持ちの方に物件をご登録いただき、空き家等の利用を希望する方にその情報を提供しています。空き家等の有効活用を通して、伊方町への移住・定住促進及び地域の活性化を図ることを目的としています。



### ■ 空き家を貸したい方・売りたい方

空き家バンクに登録する物件を募集しています。まずは、電話かメールでお問い合わせください。

- 伊方町移住・定住促進協議会  
(総合政策課まちづくり戦略室内)

☎38-2659

✉ [ikata-iju-teiju@md.pikara.ne.jp](mailto:ikata-iju-teiju@md.pikara.ne.jp)

※老朽化が激しい場合や大規模な改修が必要な物件は登録できない場合があります。

### ■ 空き家を借りたい方・買いたい方

伊方町移住・定住ポータルサイト「いかたライフ」に空き家情報を掲載しています。

ご希望の物件がありましたらお気軽に上記「伊方町移住・定住促進協議会」までお問い合わせください。

- 伊方町移住・定住ポータルサイト「いかたライフ」

<https://www.town.ikata.ehime.jp/akiya/search/search.php>



## ▶ 農地について

問 農業委員会 ☎38-2658

### ■ こんなときはどうする？

こんなとき	手続き
農地の売買・賃借	農業委員会の許可が必要です。貸す場合、期限後確実に返還される制度もあります。
農地を転用したい	許可が必要です。区域や目的によっては転用できない場合もあります。
農地を相続した	農地を相続した場合、届け出が必要です。

広告

### 山口剛宏司法書士事務所

司法書士 山口剛宏

- 不動産登記・商業登記業務
- 簡易裁判所司法書士代理業務
- 相続手続・遺言書作成
- 家庭裁判所書類作成業務

愛媛県西宇和郡伊方町九町一番耕地554番地

TEL 0894-39-0160

FAX 0894-39-0052

### 伊方町 Photo Gallery



【三崎の風車群】



# 相 談

## ▶くらしの相談事業

相談の種類別	内 容	窓 口
行政相談所	行政相談委員が、国に対する要望などを受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政などに対する要望も受け付けています。	総務課総務管理室 ☎38-2655
特設人権相談所	人権擁護委員が、差別やいじめなどあらゆる人権問題について相談に応じます。	総務課人権対策室 ☎38-2655
消費生活相談	消費生活相談員が、契約トラブル、悪質商法や架空請求などの相談に応じます。	町民課環境対策室 ☎38-2653
ものわすれ相談	認知症地域支援推進員が、ものわすれや認知症に関する相談に応じます。	地域包括支援センター ☎38-2652
心配ごと相談	民生委員が、日常生活での心配ごと・悩みごと・お困りのことなどに対して相談に応じます。	伊方町社会福祉協議会 ☎38-2360
心配ごとと法律相談	弁護士が、相続、金銭など法律問題の相談に応じます。前日までに、予約が必要です。	

### ■相談日について

毎月発行している広報紙などで日時をお知らせしています。



広 告

人生のリスタートをサポートします!

## 村上勝也 法律事務所

弁護士 村上勝也 (愛媛弁護士会所属)  
借金、夫婦・男女問題、交通事故、相続、  
成年後見などご相談ください。

相談料は (1時間ごと)

個人的なご相談は **5000**円(税別)

事業者のご相談は **1**万円(税別)

一定の資力以下の方には **無料法律相談** もあります。  
また弁護士費用の **分割払い** 制度もあります。

まずはお気軽にお電話ください! そして詳細はウェブサイトへ!

**☎0893-57-6266**  
http://www.murakami-law.net

大洲市中村231愛媛舗道ビル2階1号  
(JR大洲駅から歩いて1分・徒歩2分)

## 弁護士法人 たいよう

あなたの「困った」を  
私たちと一緒に解決!

(愛媛弁護士会所属)

代表弁護士/認定事業再生士……吉村 紀行  
弁護士……高桑 リエ  
弁護士……野口 和範  
弁護士……池本 真彦  
弁護士……林 寛大  
弁護士……柳澤 裕  
弁護士……兵頭 毅

**☎0120-59-0353**  
弁護士法人 たいよう 大洲事務所  
大洲市中村195-1  
コスモポリタン中野No.4  
**TEL0893-59-0353**

皆様の安心 親しみ 信頼を

## 弁護士法人 伊予

常に弱者の立場から、  
金儲けに走ることなく、  
適切な法的サービスを提供します。

まずはお気軽に  
ご相談ください

弁護士 奥島 直道  
[愛媛弁護士会所属]

大洲市東大洲159番地1  
TEL 0893-24-1127



相  
談

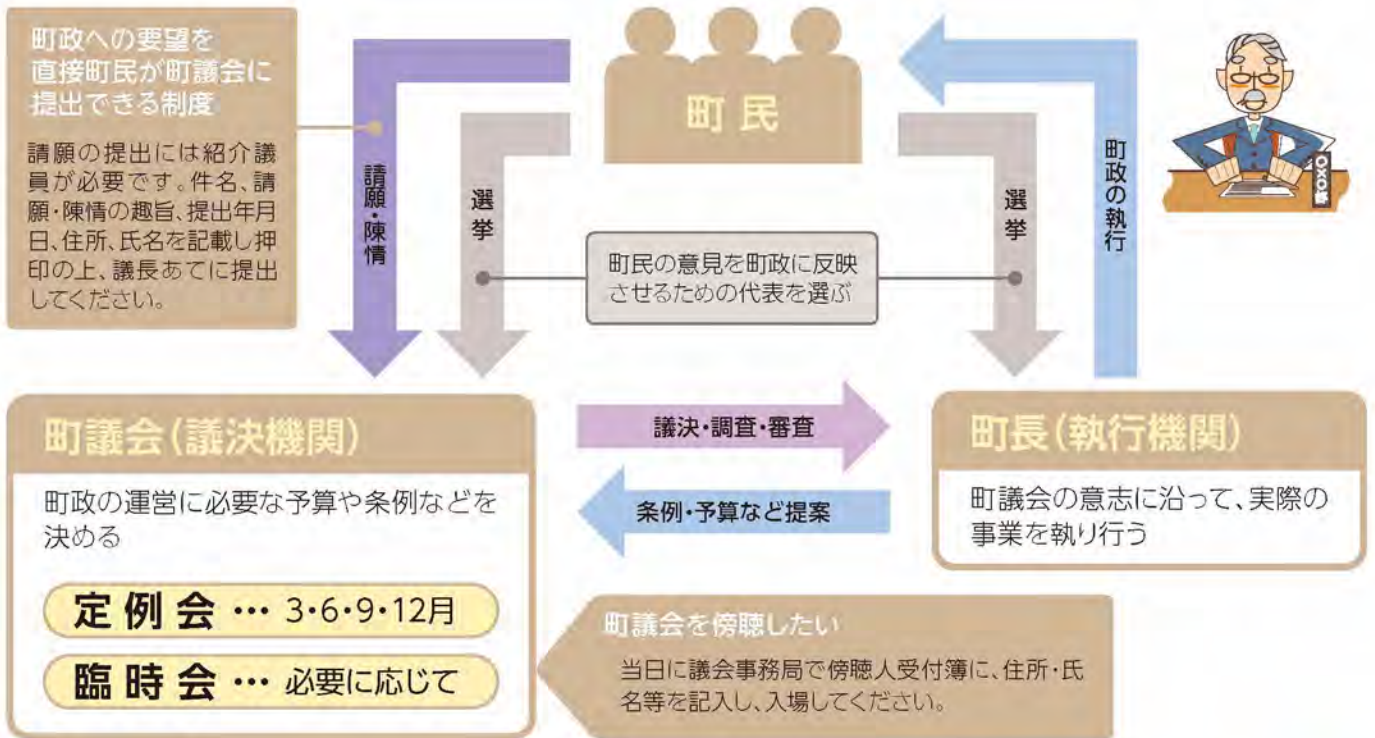


# 議会・選挙

## ▶ 町議会のしくみ

問 議会事務局 ☎38-2662

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



## ▶ 選挙権

問 総務課総務管理室 ☎38-2655

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

<p>選挙権を持つ対象者</p> <p>選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 満18歳以上の日本国民</li> <li>● 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること。</li> </ul>	<p>登録の時期は、次のとおりです。</p> <p><b>定時登録</b>        毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、同日に登録します。</p> <p><b>選挙時登録</b>        選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。</p>	<p>選挙の管理・執行・種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国政選挙          衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙</li> <li>● 地方選挙          県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙</li> </ul>
--	---	---

### こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない人	本庁・支所・出張所	どこの期日前投票所でも利用できます。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人	他の市区町村や指定病院など	郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの人	自宅	障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

議会・選挙





# 補助・助成

伊方町では、町民の皆さんが安心して快適な日常生活を営み、社会や文化などあらゆる分野に参加することができるよう各種事業を行っています。

	名称	内容	窓口
防 災	防災士資格取得 支援助成金	自主防災組織に所属する者に対して、防災士資格を取得するために要する経費の一部を助成します。	総務課危機管理室 ☎38-2655
	木造住宅耐震診断等 事業費補助金	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てで、階数が2階以下かつ述べ床面積が500㎡以下の木造住宅を対象に、耐震診断や耐震設計を行う場合に補助金を交付します。(耐震診断・耐震設計それぞれに補助率と限度額が設定されています)	建設課建設管理室 ☎38-2656
	木造住宅耐震 診断工事費等補助金	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てで、階数が2階以下かつ述べ床面積が500㎡以下の木造住宅の耐震設計を行った人で、その木造住宅の耐震工事および耐震監理を行う場合に補助金を交付します。(耐震工事・耐震監理それぞれに補助率と限度額が設定されています)	
こども	出産祝い金	少子化対策、定住人口の促進を図るとともに、出産・子育て費用の負担軽減を図るため、第3子以降の出生児を養育している方に出産祝い金、誕生日祝い金および就学祝い金として、8回に分けて総額100万円を支給します。	保健福祉課 中央保健センター ☎38-1811
	チャイルドシート 購入補助金	6歳未満の乳幼児の保護者でチャイルドシートを町内の取扱業者より購入する者に対して、チャイルドシート1台につき1万5,000円を限度として補助金を交付します。ただし、購入費用が3万円未満のものはその額の50%とします。	総務課危機管理室 ☎38-2655
	乳幼児用紙おむつ券	平成29年4月1日以降にお子さんを出生した保護者を対象に、申請により承認されると対象乳児1人当たり1,000円券を50枚綴りとした紙おむつ券を交付します。	保健福祉課こども政策室 ☎38-0217
高齢者	生活管理指導員(ホームヘルパー)派遣事業	要介護状態への進行予防のため、概ね65歳以上の自立高齢者へ生活管理指導員を派遣し、日常生活に対する指導・支援を行います。原則3か月以内。利用料1時間あたり300円。	保健福祉課長寿介護室 ☎38-2652
	寝たきり老人等 介護手当支給事業	要介護3・4・5の認定を受け、在宅で6か月以上寝たきり生活をしている65歳以上の高齢者と同居し、主として介護する方を対象に介護者の労をねぎらい介護手当を支給します。課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方は、月額10,000円。それ以外の方は月額7,000円。	
	介護予防住宅改修 支援事業	65歳以上の所得税非課税世帯に属する要介護認定者以外の方の転倒予防等のための手すり取付けや段差解消等の住宅改修費用を助成します。事業費(上限20万円)の2/3以内。	
	介護職員初任者研修 受講支援事業	介護の知識や技術を身につけようとする者に対し、介護職員初任者研修の受講料の一部を助成し、地域社会での活躍を支援します。受講費用(上限3万円)の2/3以内。	
	はり・きゅう・マッサージ 施術費用助成事業	満40歳以上の住民の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、町指定の施術所ではり・きゅう、マッサージの施術を受けた方に24回/年まで助成します。満40～64歳800円/回。満65歳以上1,500円/回。	
	家族介護用品支給事業	要介護3・4・5に認定された住民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している家族を対象に、介護に必要な紙おむつ等を支給します。75,000円/年を上限。	
	長寿祝金	9月1日現在の満年齢が80歳以上の高齢者に長寿祝金を支給します。満80～86歳5,000円。満87歳以上10,000円。	



補助・助成

	名称	内容	窓口
高齢者	紙おむつ等支給事業	家族介護用品支給事業の対象外の方に介護に必要な紙おむつ等を支給します。12,000円/年を上限。	伊方町社会福祉協議会 ☎38-2360
	緊急通報用電話機貸与事業	緊急時の不安解消と迅速な通報のため、ひとり暮らしの高齢者を対象に電話機を貸与します。	
	高齢者配食サービス事業	概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯または身体に障がいがあり調理困難な世帯に配食サービスを行い、あわせて安否確認や相談助言も行います。週1～3回。1食500円。	
	給食サービス事業	概ね75歳以上のひとり暮らしや概ね65歳以上の要介護高齢者に、月1回程度、食事の提供を行います。	
高齢者	高齢者インフルエンザ予防接種	65歳以上の人および60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器などに重度の障がいがある人(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対し自己負担1,000円で実施します。(生活保護無料)	保健福祉課 中央保健センター ☎38-1811
	高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	当該年度中に次の条件に当てはまる人で希望される方に対し自己負担4,000円で実施します。(生活保護無料)ただし、今までに接種した方は対象外です。 ア. 65,70,75,80,85,90,95,100歳の人 イ. 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器などに重度の障がいがある人(身体障害者手帳1級相当)	
	高齢者運転免許自主返納支援事業	満65歳以上の運転免許を自主返納した者に対して、運転免許自主返納者交通利用券または、伊方町地域商品券15,000円分を3年間交付します。	
障がいの ある人	心身障害者福祉給付金	身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を有する方に支給します。障がいの種類や程度により、支給額は異なります。	保健福祉課福祉対策室 ☎38-0217
	重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者が医療機関で受診した場合の医療費の自己負担分を助成する制度です。	
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がいのある児童を家庭において監護している養育者に対して支給します。障がいの程度による要件があります。	
	障害児福祉手当	20歳未満で重度の障がいを有し、施設等に入所していない人に対して支給します。障がいの程度による要件があります。	
	特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障がいを有し、施設等に入所していない人に対して支給します。重度の障がい重複するなど、障がいの程度による要件があります。	
保健・医療	特定不妊治療費助成	愛媛県特定不妊治療費助成事業の助成金交付決定を受けている方に、治療に要した費用から愛媛県の助成金を引いた残りの金額の範囲内で、1回につき10万円を限度に交付します。	保健福祉課 中央保健センター ☎38-1811
	インフルエンザ予防接種補助金	1歳から中学3年生(15歳到達後、最初の3月末)までの子どもは、自己負担1,000円、16歳以上64歳以下(但し、B類の対象者は除く)の住民は、自己負担3,000円で実施します。	
	大人の風しん予防接種費用助成	妊娠を希望する女性やその配偶者等で抗体価が低い人を対象に、1人1回、8,900円を限度に助成します。	
	育成医療	身体に障がいのある児童または将来障がいを残すと認められる疾患(口蓋裂など)がある児童が手術等により障がいの軽減を図ることができる場合、その治療にかかる医療費の一部を助成します。(所得に応じた上限設定があります。)	保健福祉課福祉対策室 ☎38-0217



補助・助成

	名称	内容	窓口
環境	生ごみ処理容器等設置事業補助金	コンポスター、キッチンリサイクラー、EMサポート、生ごみ処理機の購入価格に対し1/2以内を補助します。(種類により限度額は異なる)	町民課環境対策室 ☎38-2653
	浄化槽水洗化促進事業補助金	浄化槽対象地域において、浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)によって合併処理浄化槽を設置する場合、その設置にかかる費用のうち、本体および本体工事費を除いた宅内配管工事等に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付します。(上限5万円)	上下水道課下水道室 ☎38-2654
産業	中小企業振興資金利子補給	町内で中小企業を営んでいる個人または法人を対象に、事業資金の融通を円滑に進めるために利子補給を行います。	産業課観光商工室 ☎38-2657
	買物弱者支援事業費補助金	事業者が買物弱者を主な対象者として移動販売を行う場合に、移動販売車の購入等およびその他運営に要する経費の一部を補助します。(補助対象経費のうち1/2以内、車両購入・改造:上限150万円、運営費:1台あたり上限30万円)	
	創業・起業支援事業補助金	町内に事業所等を設け創業・起業する個人または法人を対象に、創業・起業に要する費用の一部を補助します。(補助対象経費のうち1/2以内、上限100万円)	
	新規就業者支援対策事業(就業者補助金)	新たに農・漁業に就業する18歳以上45歳未満の後継者に対し、就業給付金(月額5万円または10万円/最長3年間)を支給し、経営の自立を支援します。	産業課農林水産室 ☎38-2651
	新規就業者支援対策事業(研修者補助金)	町内に滞在し、町内で農・漁業体験を行う者に対し、短期研修費1.5~3万円/1回、長期研修費月額3万円を支援します。	
	新規漁業就業者定着支援事業	U・I・Jターン等による新規漁業就業者の定住定着促進を図るため、就業準備に必要な資格の取得や着業時の漁業経費(漁船取得・燃料代等)に対して支援を行います。	
	農業次世代人材投資事業(経営開始型)	独立・自営による農業経営を開始した50歳未満の青年就業者に対し、就農給付金(年額150万円/最長5年間)を支給し、経営の安定と営農の継続を支援します。(国事業)	
	農業次世代人材投資事業(準備型)	県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人で研修を受ける場合、原則として50歳未満で就農する者に対して年間150万円/最長2年間を給付します。(国事業)	産業課農業支援センター ☎38-2658
教育	教育振興補助事業	小中学校及び高等学校に入学または就職する児童・生徒に対する奨励及び支度金ならびに保護者の負担軽減を図るために、地域商品券により補助(小中学校入学予定者3万円、高等学校入学または就職予定者5万円)を行います。	教育委員会事務局 学校教育室 ☎38-2660
文化・生涯学習	スポーツ大会参加補助	日本スポーツ協会(加盟団体を含む。)または国が主催あるいは後援している大会で、県予選を経た全国大会に出場する団体または個人に対して、予算の範囲内で対象経費の2分の1を補助します。	教育委員会事務局 スポーツ推進室 ☎38-2661
その他	老朽危険空家等除却費補助金	一定の要件を満たす老朽危険空家を除却する場合に補助金を交付します。(対象経費の5分の4以内)	建設課建設管理室 ☎38-2656
	危険廃屋解体撤去費補助金	危険廃屋を解体する場合に補助金を交付します。(対象経費の2分の1以内、限度額50万円)	
	結婚祝い金支給事業	町内在住者の結婚を祝福するとともに、若者の定住促進対策や少子化対策、地域の活性化を目的として、結婚者1組につき10万円を支給します。	保健福祉課こども政策室 ☎38-0217



補助・助成

# 医療機関一覧

## 医院・診療所

医療機関名	所在地	電話番号
伊方町国民健康保険九町診療所	九町1番耕地597番地1	☎39-1050
わとう医院	湊浦866番地	☎38-2200
伊方町国民健康保険大久出張診療所	大久1667番地	☎53-0025
伊方町国民健康保険瀬戸診療所	三机乙2587番地	☎29-8811
伊方町国民健康保険串診療所	串466番地	☎56-0032
門田医院	三崎1452番地1	☎54-0034

## 歯科医院

医療機関名	所在地	電話番号
伊方歯科診療所	湊浦1002番地11	☎38-0508
町見歯科診療所	九町1番耕地1800番地7	☎39-1300
土居歯科医院	三崎1012番地2	☎54-1234
みさき歯科医院	三崎692番地2	☎29-9140

## 薬店

医療機関名	所在地	電話番号
山下薬局	三崎1497番地	☎54-0321



## 家族の健康ノート

今かかっている病気やこれまでにかかった病気、何のアレルギーを持っているかなど、普段から記録していればいざという時にあわてません。「家族の健康ノート」はあなたや家族の病気についてお医者さんに伝えたい内容です。

名前	性別	男性 / 女性
生年月日	年	月 日 生まれ
血液型	型	RH ±
血圧	/	mmHg
身長	cm / 体重	kg
持病	なし / あり ( )	
アレルギー	なし / あり ( )	
喫煙	<input type="checkbox"/> 吸わない <input type="checkbox"/> 吸う (1日)	本)
飲酒	<input type="checkbox"/> 飲まない <input type="checkbox"/> 飲む (1日)	ml)
かかりつけ医①	( )	科)
かかりつけ医②	( )	科)

名前	性別	男性 / 女性
生年月日	年	月 日 生まれ
血液型	型	RH ±
血圧	/	mmHg
身長	cm / 体重	kg
持病	なし / あり ( )	
アレルギー	なし / あり ( )	
喫煙	<input type="checkbox"/> 吸わない <input type="checkbox"/> 吸う (1日)	本)
飲酒	<input type="checkbox"/> 飲まない <input type="checkbox"/> 飲む (1日)	ml)
かかりつけ医①	( )	科)
かかりつけ医②	( )	科)

# 健康マップ

地図のページにしましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



**山下薬局**

伊方町三崎1497  
**0894-54-0321**

**町見歯科診療所**  
所長 宇都宮 久記

**診療時間**  
平日 AM9:00～12:00  
PM2:00～6:00  
土曜 AM9:00～12:00

**休診日** 土曜午後・日曜・祝日

西宇和郡伊方町九町1-1800-7  
**☎(0894)39-1300**

**伊方歯科診療所**  
院長 高門 洋一

**診療時間**  
平日 AM9:00～12:00  
PM2:00～6:00  
土曜日 AM9:00～12:00  
休診日 土曜午後・日曜・祝日

西宇和郡伊方町湊浦1002-11  
**TEL.0894-38-0508**



生活ガイド

# リフォームの基礎知識



## リフォームの進め方とポイント

### STEP.1

#### 具体的な計画をたてる

#### POINT

- ・ 時期、期間は？
- ・ 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。

この時点での情報収集も大切なポイントです。



### STEP.1

#### 事業者を決める ～契約する

#### POINT

- ・ 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- ・ 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- ・ 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

### STEP.1

#### 着工

#### POINT

- ・ 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- ・ 工程表に基づいて進んでいるか？
- ・ 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。



### STEP.1

#### 着工後

#### POINT

- ・ 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- ・ 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



## リフォームの疑問

**Q** リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

**A** 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



**Q** 満足いくリフォームのポイントは何？

**A** まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

**Q** 信頼のおける業者とは？

**A** 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

四国電力認定店  
 温水器・エコキュート  
 IHヒーター  
 エアコン・電気工事全般

# 松井電工

代表 松井 成昌  
 八幡浜市松柏乙1064番地10  
 ☎0894-24-7978・FAX0894-24-7978

電化住宅のことなら  
 ●四国電力株式会社  
**てのたけやま**  
 おまかせ!

住もう。 電化住宅に そうだ、

キッチンには IHクッキングヒーター 給湯は エコキュート

電化住宅と一緒に便利!  
 おトクなWEBサービス

よんでんコンシェルジュ 検索

お問い合わせは…  
 ☎0120-172-778  
 まで

四国電力株式会社  
 八幡浜営業所

八幡浜市昭和通1460-125

## 住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



## バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいをお持ちの方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



## 自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

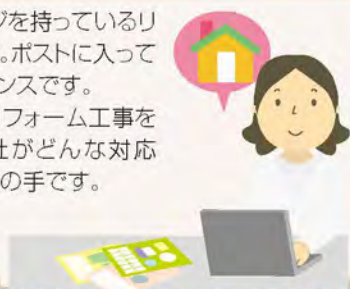
近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



## 業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



## リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけではなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



# 愛車の健康法

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。その為のアドバイスを紹介します。



## Q 車の維持費は年間でどのくらいかかりますか？

**A** 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

## Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

**A** 平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる税額となる「グリーン税制」が実施されています。これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。

## エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6か月~1年ごと)とされています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせて、早めに交換しましょう。

## 排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



## タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



## ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無い点検しましょう。



## エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ませんが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。

## 燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



**DAIHATSU** ダイハツ

**(有)松田モータース**

伊方町三崎1027

TEL (0894) 54-0555

FAX (0894) 54-0556



生活ガイド



# 伊方町商工会



そこには、いつも、商工会。

## 商工会は、“がんばる商工業者”の味方です

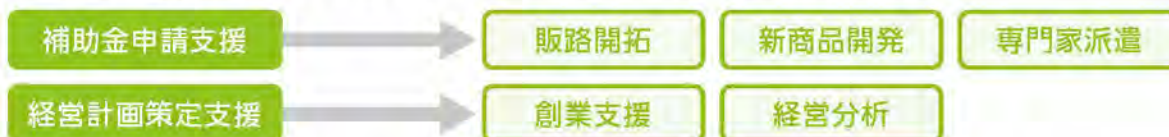
商工会は、法律(商工会法)に基づいて、主に町村部に設立された公的団体で、地域の事業者が業種に関わりなく会員となりお互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。

また、国や都道府県の小規模企業施策(経営改善普及事業)の実施機関でもあり、小規模事業者のみなさまを支援するために様々な事業を実施しています。

もちろん小規模企業施策だけでなく、様々な中小企業施策も実施しています。

## 経営支援

経営のことで悩んでいる事業者のみなさまに対し、様々な課題についてアドバイスを行っています。経営相談・支援は、商工会の窓口だけではなく、巡回による指導も行っています。



## 金融支援

みなさまの経営をより安定、向上させるために、金融に関する相談や斡旋などを行っています。事業資金として商工会が推薦する日本政策金融公庫の「マル経融資制度(無担保・無保証・低利)」は、多くの小規模企業のみなさんに利用されています。

資金調達

## 税務支援

商工会では、税金の各種控除を知りたい、青色申告制度ってなに?など、みなさまのお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで、懇切丁寧にアドバイスを行っています。決算や申告期には、税理士がみなさまの専門の相談員として無料の税務相談に応じています。

記帳業務代行

## 労務支援

商工会では、みなさまの企業にお勤めの従業員の福利厚生のために、社会保険、労働保険、退職金などについて、ご相談にのり、アドバイスをしています。

労働保険の事務代行

## リスクマネジメント支援

商工会では、みなさまのために、安心、有利な各種の共済、年金、保険制度をご用意しております。加入のご相談を承っております。

リスク回避のための補償

## 【お問い合わせ先】

### 本所

伊方町湊浦846  
☎:0894-38-0809  
FAX:0894-38-1021  
URL:<http://isci.or.jp/>

### 瀬戸支所

伊方町三机乙3003-6  
☎:0894-52-0738  
FAX:0894-52-0738

### 三崎支所

伊方町三崎692  
☎:0894-54-0128  
FAX:0894-54-1969



わが家の書きこみ

# テレフォンリスト

ご記入の上、  
ご利用ください

 休日・夜間・救急診療

なまえ	T E L	住 所

 かかりつけ病院

なまえ	T E L	住 所

 かかりつけ歯科

なまえ	T E L	住 所

 かかりつけ薬局

なまえ	T E L	住 所

## 編集後記

「伊方町 暮らしの便利帳」は、伊方町にお住まいの皆さま方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆さま方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として伊方町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「伊方町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さまのご協力により、行政機関への設置はもとより、伊方町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- ◆「伊方町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和2年2月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- ◆また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

## 伊方町 暮らしの便利帳

令和2年3月発行

発行

伊方町役場

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1  
☎：0894-38-0211

株式会社サイネックス

〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-6-13  
☎：06-6766-3346

広告販売

株式会社サイネックス 山陽支店

〒720-0812 広島県福山市霞町1-8-15 霞町ビル2F  
☎：084-982-5557

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

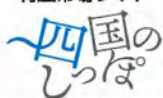


見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

ふるさと  
私たちは伊方を愛し  
ふるさと  
伊方から愛される会社を目指しています。



四国最西端の  
特産市場サイト



日本一細長い半島を有する愛媛県八西地域から  
地元で愛される味を全国に



特産品販売窓口 TEL 0120-146-002



日本酒  
八西  
Hasei



伊方みかんジュース  
DAKE



柑橘ジャム  
ニノズコンフィチュール



柑橘調味料  
みかんパウダー

## 伊方サービス株式会社

〒796-0421 愛媛県西宇和郡伊方町九町字浦安1番耕地1349番1 TEL 0894-39-0880 FAX 0894-39-0883

### 事業内容

#### 地域関連業務

- (1) 地域特産品販売
- (2) 自社ブランド「オレンジライフ」商品の製造・販売
- (3) 畑地灌漑設備の保守点検・修繕工事
- (4) 風力発電所の保安・運転管理
- (5) 地域施設の総合管理
- (6) 地域農産物に関わる研究・開発
- (7) 新規事業の開発・企画およびイベント企画・運営
- (8) 環境計量証明事業(愛媛県第環31号濃度)

#### 伊方発電所関連業務

- (1) 放射線の測定・管理、個人管理・教育、環境放射線測定等
- (2) 伊方発電所1.2次系水質測定・管理等
- (3) 放射性固体廃棄物の処理・運搬・保管
- (4) 周辺設備運転管理
- (5) プラント緊急時対応(消防含む)および発電所出入管理
- (6) 伊方ビクターズハウス運営・見学者案内、構内建物管理等
- (7) 廃止措置関連業務